

(素案)

第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画

計画期間 令和2年度～令和6年度

令和2年3月

小樽市

はじめに

全国的に少子化が進む中、国においては、すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するための制度改革が実施され、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年度から『子ども・子育て支援新制度』を実施しています。

本市においても、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「(第一期)小樽市子ども・子育て支援事業計画(計画期間:平成27年度~平成31年度)」を策定し、保育所・幼稚園・認定こども園等の市内の各施設における児童定員の確保方策のほか、子ども・子育て支援の充実に向けた様々な取組を推進してきました。

このたび、現行計画が終期を迎えるに当たり、本市の第7次総合計画基本計画のまちづくりのテーマの一つである『安心して子どもを産み育てることのできるまち』の実現に向け、子育て世代に寄り添うとともに、本市と関わりのあるすべての世代の人々にとって、より魅力的なまちづくりの一助となるよう、これまで取り組んできた施策を引き継ぎながら、さらに充実・発展させるため、「第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画(計画期間:令和2年度~令和6年度)」を策定いたしました。

策定に際しましては、平成30年11月に「小樽市子ども・子育て支援アンケート」を実施したほか、子育て中の市民や子育て支援関係者で構成する「小樽市子ども・子育て会議」の開催を通じて、たくさんの御意見をいただき、参考とさせていただきます。アンケートに御協力いただいた市民の皆様や計画策定に御尽力いただいた関係者の皆様に深く感謝し、心から御礼を申し上げます。

今後も、子どもを産み育てやすい環境づくりに向けて、施策の推進に努めてまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

小樽市長 迫 俊哉

目 次

第1部 計画の概要

| | | | |
|---|----------------------------|-------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | | 1 |
| 2 | 計画の位置付け | | 1 |
| 3 | 計画期間 | | 2 |
| 4 | 計画の内容 | | 2 |
| | (1) 子ども・子育て支援新制度の全体像 | | 2 |
| | (2) 需要量の見込みと確保方策（提供体制）について | | 4 |
| 5 | 計画の策定・推進 | | 4 |
| | (1) 計画の策定・推進体制 | | 4 |
| | (2) ニーズ調査の実施 | | 5 |

第2部 計画の考え方

| | | | |
|---|------|-------|---|
| 1 | 基本理念 | | 6 |
| 2 | 基本方針 | | 6 |

第3部 子ども・子育ての現状と今後

| | | | |
|---|-------------------|-------|----|
| 1 | 人口・世帯数の状況 | | 7 |
| | (1) 総人口・年齢別人口の推移 | | 7 |
| | (2) 世帯数の推移 | | 8 |
| | (3) 世帯構成比の推移 | | 8 |
| 2 | 結婚・出産の状況 | | 9 |
| | (1) 年齢別未婚率の推移 | | 9 |
| | (2) 生涯未婚率の推移 | | 9 |
| | (3) 出生数・出生率の推移 | | 10 |
| | (4) 合計特殊出生率の推移 | | 10 |
| 3 | 将来人口の見通し | | 11 |
| | (1) 人口推計 | | 11 |
| | (2) 児童数の人口推計 | | 11 |
| 4 | 就労状況 | | 12 |
| | (1) 労働力率の推移 | | 12 |
| | (2) 女性の年齢別労働力率の推移 | | 12 |

| | |
|-------------------|-------|
| 5 教育・保育資源の状況 | ・・・13 |
| （1） 保育所・幼稚園等の利用状況 | ・・・13 |
| （2） 地区別の教育・保育施設 | ・・・14 |

第4部 第一期子ども・子育て支援事業計画の評価

| | |
|----------------------------------------------------------|-------|
| 1 教育・保育の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価 | ・・・17 |
| （1） 教育・保育の利用希望児童数と各施設における児童定員の推移 | ・・・17 |
| （2） 第一期における取組状況 | ・・・18 |
| （3） 今後の課題と取組の方向性 | ・・・18 |
| 2 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価 | ・・・19 |
| （1） 利用者支援事業 | ・・・19 |
| （2） 地域子育て支援拠点事業 | ・・・19 |
| （3） 妊婦健康診査事業 | ・・・20 |
| （4） 乳児家庭全戸訪問事業 | ・・・21 |
| （5） 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業 | ・・・21 |
| （6） 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） | ・・・22 |
| （7） 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | ・・・22 |
| （8） 一時預かり事業 | ・・・23 |
| （9） 時間外保育（延長保育）事業 | ・・・24 |
| （10） 病児（病後児）保育事業 | ・・・24 |
| （11） 放課後児童健全育成事業 | ・・・25 |
| （12） 実費徴収に係る補足給付事業 | ・・・25 |
| （13） 多様な事業者の参入促進事業 | ・・・26 |

第5部 事業計画

| | |
|----------------------------|-------|
| 1 教育・保育提供区域の設定 | ・・・27 |
| 2 教育・保育の需要量の見込みと確保方策（提供体制） | ・・・27 |
| （1） 需要量の見込み | ・・・27 |
| （2） 確保方策（提供体制） | ・・・27 |

| | | | |
|----|-----------------------------------------------------------|-----|----|
| 3 | 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策（提供体制） | ・・・ | 29 |
| | （1）利用者支援事業 | ・・・ | 30 |
| | （2）地域子育て支援拠点事業 | ・・・ | 32 |
| | （3）妊婦健康診査事業 | ・・・ | 33 |
| | （4）乳児家庭全戸訪問事業 | ・・・ | 34 |
| | （5）養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （その他要保護児童等の支援に資する事業） | ・・・ | 35 |
| | （6）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） | ・・・ | 36 |
| | （7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | ・・・ | 37 |
| | （8）一時預かり事業 | ・・・ | 38 |
| | （9）時間外保育（延長保育）事業 | ・・・ | 40 |
| | （10）病児保育事業 | ・・・ | 41 |
| | （11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | ・・・ | 42 |
| | （12）実費徴収に係る補足給付事業 | ・・・ | 43 |
| | （13）多様な事業者の参入促進事業 | ・・・ | 44 |
| 4 | 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策 | ・・・ | 45 |
| | （1）教育・保育の一体的な提供の推進 | ・・・ | 45 |
| | （2）認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進 | ・・・ | 45 |
| 5 | 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 | ・・・ | 45 |
| | （1）幼児教育・保育の無償化 | ・・・ | 45 |
| | （2）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 | ・・・ | 46 |
| 6 | 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 | ・・・ | 46 |
| 7 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行 う施策との連携 | ・・・ | 46 |
| | （1）児童虐待防止対策の充実 | ・・・ | 46 |
| | （2）ひとり親家庭の自立支援の推進 | ・・・ | 47 |
| | （3）障害児施策の充実等 | ・・・ | 48 |
| 8 | 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な 雇用環境の整備に関する施策との連携 | ・・・ | 49 |
| | （1）働きやすい職場環境の整備 | ・・・ | 49 |
| | （2）育児休業制度の周知 | ・・・ | 49 |
| | （3）ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 | ・・・ | 49 |
| 9 | 新・放課後子ども総合プランについて | ・・・ | 49 |
| 10 | 子どもの貧困対策について | ・・・ | 50 |

参考資料

- 1 小樽市子ども・子育て会議条例 52
- 2 用語説明 53

第1部 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、わが国の子どもや家庭を取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化、地域での人間関係の希薄化などにより変化しています。このような中、国では全ての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、これらの法に基づき平成27年度から子ども・子育て支援新制度を施行しました。

この子ども・子育て支援新制度の下、子育てをめぐる現状・課題に対して、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の提供」、「保育の量的拡大・確保」と「教育・保育の質の改善」、「地域子ども・子育て支援の充実」を図るため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなり、本市においても平成27年3月に「第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の取組を進めてきました。

令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化が始まり、教育・保育の提供体制はもとより、保護者の働き方や子育て、暮らしの在り方が多様化していく中で、更なる子育て支援施策の充実に取り組むことが求められています。

そこで、本市では、これまでの「第一期計画」を検証し、引き続き計画的に子育て支援施策を推進するため、「第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第2条で定める「基本理念」を踏まえ、同法第61条第1項に基づき、国が定める基本的な指針に即して策定するものです。

○ 子ども・子育て支援法（令和元年10月1日一部改正）

（基本理念）

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

本計画は、「第7次小樽市総合計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置付けられており、「小樽市障害者計画」、「第1期小樽市障害児福祉計画」、「第2次小樽市男女共同参画基本計画」、「第2次健康おたる21」などの関連計画との調和を図ります。

3 計画期間

本計画は、5か年計画のため、第二期計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間となります。

| | | | |
|----|---------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 期間 | 平成22年度～26年度 | 平成27年度～31年度 | 令和2年度～6年度 |
| 計画 | 小樽市次世代育成支援行動計画（後期実施計画） ^(※) | 小樽市子ども・子育て支援事業計画（第一期） | 小樽市子ども・子育て支援事業計画（第二期） |
| 法令 | 次世代育成支援対策推進法 | 子ども・子育て支援法 | |

(※) 小樽市次世代育成支援行動計画は、平成27年度から策定は任意化され、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することが可能となりました。第一期計画に引き続き、第二期計画も、次世代育成支援行動計画の内容を継承した計画として策定します。

4 計画の内容

(1) 子ども・子育て支援新制度の全体像

新制度では、次に掲げる教育・保育施設等の整備や地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うため、市町村が主体となり、幼児期の教育・保育や子育て支援のニーズを把握し、事業を推進します。

| |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 幼児期の教育・保育 教育・保育施設<施設型給付> ・幼稚園 ^(※1) ・認定こども園 ・保育所 地域型保育事業<地域型保育給付> ・小規模保育 ・家庭的保育 ・事業所内保育 ・居宅訪問型保育 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(※1) 私学助成を受ける従来型の幼稚園を除く

「幼児教育・保育の無償化」に伴い創設された給付（令和元年10月～）

| |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 私学助成を受ける従来型の幼稚園、預かり保育や認可外保育施設等 <子育てのための施設等利用給付> ・私学助成を受ける従来型の幼稚園 ・以下の施設での預かり保育事業 幼稚園 ^(※2) 認定こども園（幼稚園部分） ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(※2) 施設型給付を受ける幼稚園と私学助成を受ける幼稚園のいずれも該当

| |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域子ども・子育て支援事業（13事業） (1) 利用者支援事業 (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) 妊婦健康診査事業 (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 (6) 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ) (7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (8) 一時預かり事業 (9) 時間外保育（延長保育）事業 (10) 病児保育事業 (11) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) (12) 実費徴収に係る補足給付事業 (13) 多様な事業者の参入促進事業 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

■ 幼児期の教育・保育

新制度では、幼児期の教育・保育を一体的に推進するため、2つの給付制度（「施設型給付」と「地域型保育給付」）により、教育・保育施設等に対する財政支援を保障しています。

幼児期の教育・保育の必要性がある子どもについては、保育の必要性の認定を受ける必要があり、3つの認定区分^(※1)に基づいて給付が行われます。給付を確実に教育・保育施設等に要する費用に充てるため、施設等が代理で給付を受け、利用者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となっています。

また、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が始まり、幼稚園等での預かり保育のほか、認可外保育施設や一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等の利用についても、保育の必要性の認定を受けた場合には、無償化の対象となるための新たな認定区分^(※2)に基づいて給付（「子育てのための施設等利用給付」）が行われます。この場合の給付は、市町村から利用者への償還払いを基本としており、利用者が利用料を施設等へ支払った後、領収証等を添えて市町村へ請求し、「施設等利用費」として支払を受ける仕組みとなっています。

市町村では、幼児期の教育・保育の必要性がある子どもについて、これらの給付を受けられる施設を含めた受け皿の整備を推進するとともに、幼児教育・保育の無償化による新たな給付について、円滑に実施するため、対象施設や都道府県等とも連携しながら、子育て環境の向上に努める必要があります。

(※1) 認定区分

| 区分 | 対象 | 教育・保育施設等 |
|----|-------------------------|---------------------|
| 1号 | 保育を必要としない満3歳以上の幼児（3～5歳） | 施設型給付を受ける幼稚園、認定こども園 |
| 2号 | 保育を必要とする満3歳以上の幼児（3～5歳） | 保育所、認定こども園 |
| 3号 | 保育を必要とする満3歳未満の乳幼児（0～2歳） | 保育所、認定こども園、地域型保育事業 |

(※2) 無償化の対象となるための新たな認定区分

| 区分 | 対象 | 教育・保育施設等 |
|-----|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 新1号 | 保育を必要としない満3歳以上の幼児（3～5歳） | 私学助成を受ける従来型の幼稚園 |
| 新2号 | 保育を必要とする満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した幼児（3～5歳） | ・認定こども園、幼稚園（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） |
| 新3号 | 保育を必要とする満3歳に達する日以後最初の3月31日までにある乳幼児（0～2歳）のうち、市町村民税非課税世帯の乳幼児 | ・認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号） |

■ 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、すべての子育て家庭を支援する事業であり、子ども・子育て支援法に定められた事業（13事業）を市町村の実情に応じて実施するものです。

(2) 需要量の見込みと確保方策（提供体制）について

本計画では、地理的条件、人口・交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる区域（教育・保育提供区域）を定める必要があります。また、「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の各事業を実施する提供区域毎に、各年度における「需要量の見込み^(※)」と「確保方策（提供体制）^(※)及び実施時期」を設定します。

(※) 需要量の見込み…利用見込み数。現在の利用状況や今後の利用希望を踏まえて設定。

確保方策（提供体制）…需要量の見込みに対する供給量（確保の状況）。提供区域内の利用定員や整備目標を設定。

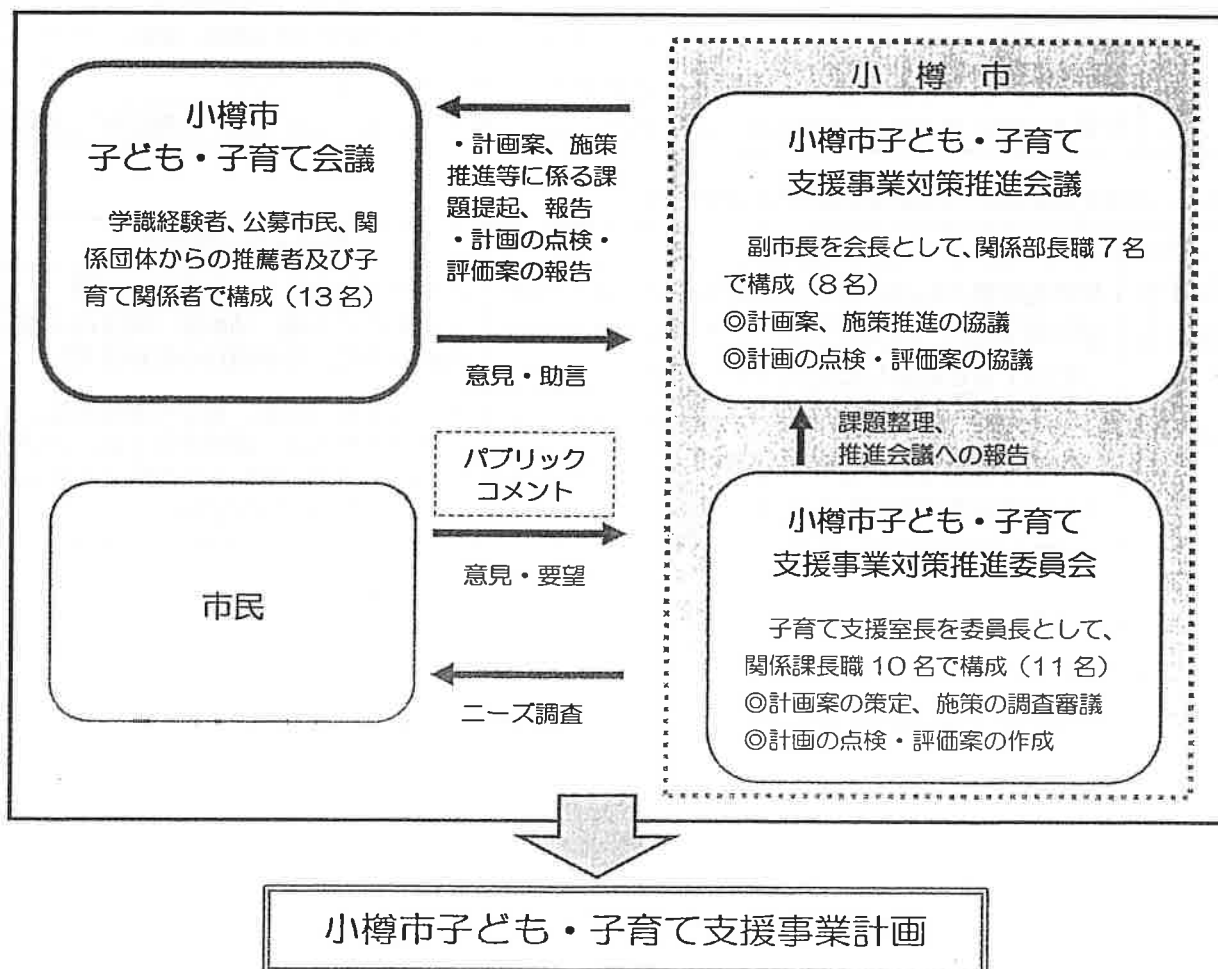
5 計画の策定・推進

(1) 計画の策定・推進体制

本計画の策定及び推進については、次の体制で行います。

なお、計画の着実な推進を図るため、「小樽市子ども・子育て会議」において、進捗状況の点検及び評価を行い、その結果を公表します。

また、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等により、計画に定めた需要量の見込みや確保方策と実績が大きく乖離した場合には、必要に応じて計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。



(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定に当たり、国が定める基本的な指針に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や今後の利用希望を把握するため、下記のとおり調査を行いました。

| 調査対象 | 児童数 | 送付数 | 回収数 | 回収率 |
|---------------------------------|-----------------|--------|------|-------|
| ①就学前児童の保護者 | 就学前児童 3,495人 | 2,000件 | 890件 | 44.5% |
| ②放課後児童クラブ利用児童 (小学校1～3年生)の保護者 | (小1～小3) 564人 | 555件 | 476件 | 85.8% |

■調査期間

平成30年11月1日～11月20日

■調査方法

- ①就学前児童の保護者・・・・・・・・・・・・・郵送による配布及び回収。
- ②放課後児童クラブ利用児童の保護者・・・・各放課後児童クラブを通じて実施。

第2部 計画の考え方

本市では、未婚化の進行などにより低い出生率が続き、また、若年層の大都市圏などへの転出超過による子育て世代の減少が続いていることから、子育ての希望がかなえられる環境を整えて、子育て世代に魅力のあるまちづくりを進めていくことが急務の課題となっています。

そのため、「第7次小樽市総合計画」では、〈まちづくり6つのテーマ〉の一つとして『安心して子どもを産み育てることのできるまち』を掲げ、更なる子育て支援施策の充実に取り組むこととしています。

「第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画」では、「子ども・子育て支援法」及び「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、第一期計画の「基本理念」を引き継ぎつつ、本計画の第4部「第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価」を踏まえながら、こうした総合計画の視点や現在の社会環境を勘案し、子どもを守る仕組みの充実などを新たな視点として基本方針に加えます。

1 基本理念

子どもを産み育てやすい環境づくりと子どもの健やかな成長を図ります。

2 基本方針

(1) 幼児期の教育・保育環境の充実

- ・保護者の就業形態の変化や多様なニーズに応じた提供体制の確保を図ります。
- ・延長保育、休日保育、一時預かり、病児保育などの各種保育サービスの充実に努めます。
- ・待機児童の解消に向け、保育士等保育従事者の確保に努めます。

(2) 地域の実状に応じた子育て支援の充実

- ・教育・保育施設や子育て家庭の分布状況など、地域の実状に応じた子育て支援の充実に努めます。

(3) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

- ・妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない情報提供や相談、育児支援等の充実に努めます。

(4) 配慮や支援を必要とする子どもや家庭への支援体制の充実

- ・要保護児童やひとり親家庭への支援、障害児施策の推進などに努めます。

(5) 子どもを守る仕組みの充実

- ・子どもの貧困に対する対策や子どもの居場所づくりの取組に努めます。

(6) 職業生活と家庭生活の両立の推進

- ・雇用制度やワーク・ライフ・バランスの啓発に努めます。

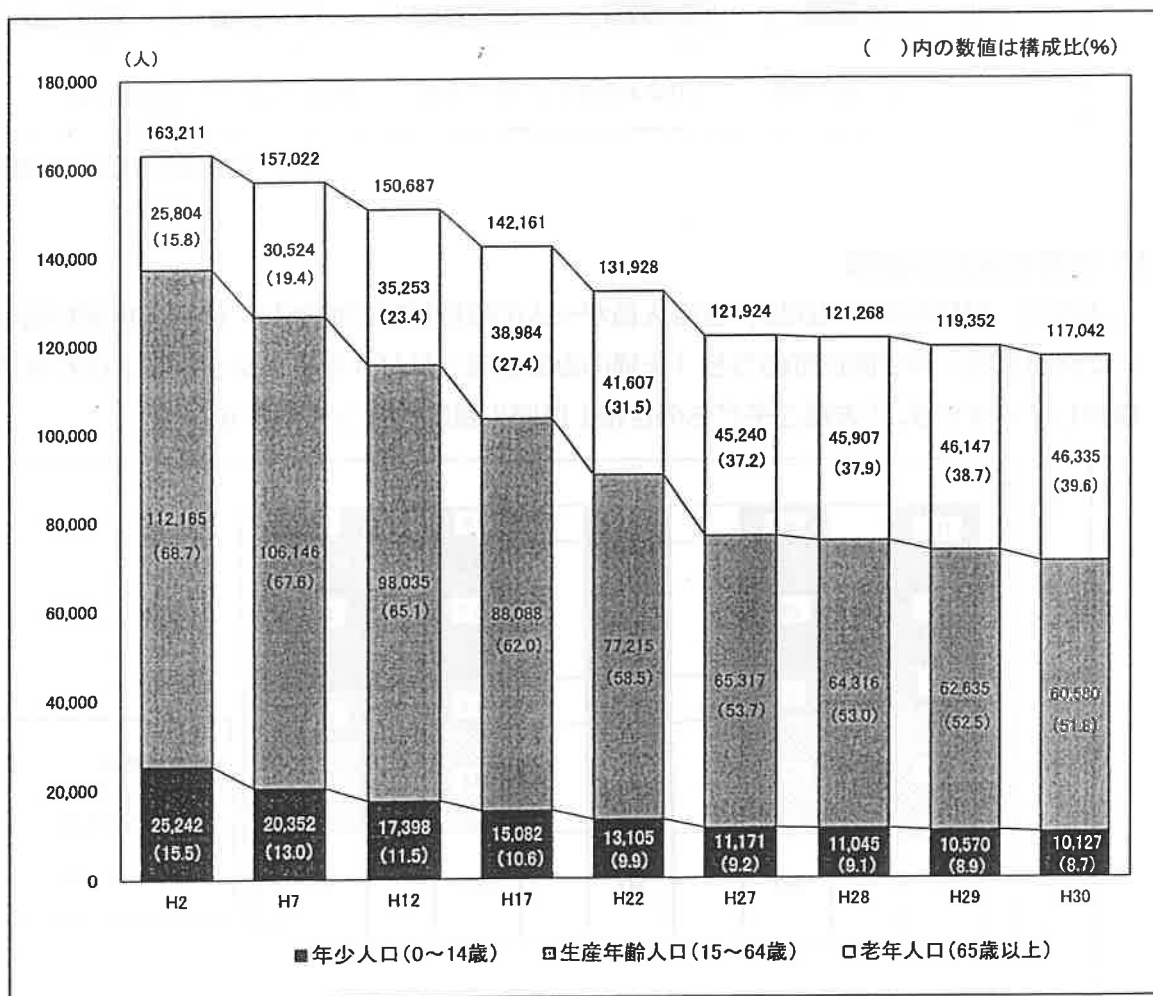
第3部 子ども・子育ての現状と今後

1 人口・世帯数の状況

(1) 総人口・年齢別人口の推移

本市の総人口は、住民基本台帳では、昭和39年9月の207,093人をピークに減少しており、平成30年9月末には117,042人となりました。年齢別にみた内訳は、年少人口（0～14歳）が10,127人、生産年齢人口（15～64歳）が60,580人、老年人口（65歳以上）が46,335人です。

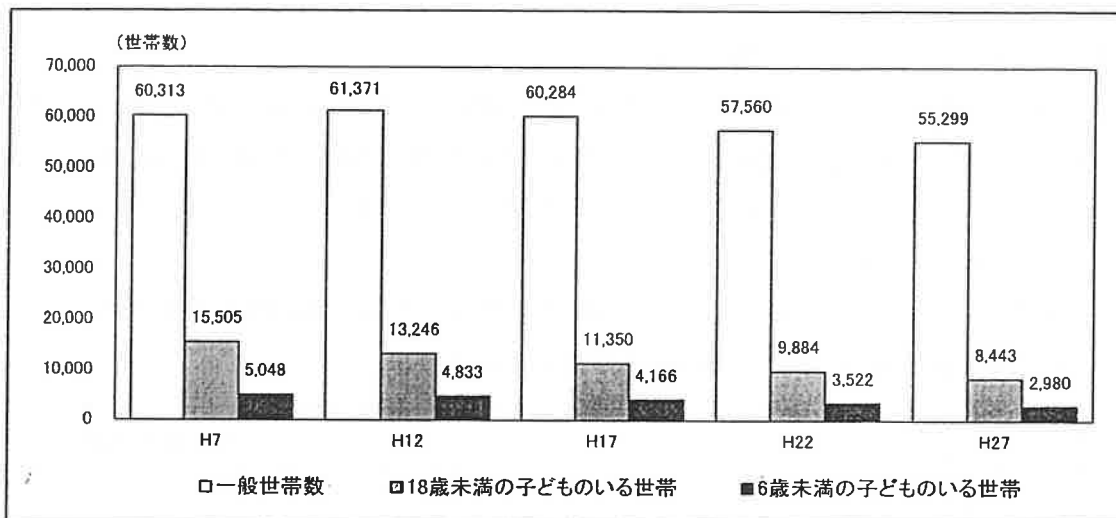
また、年齢別人口比をみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にある一方で、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。



資料：総務省統計局「国勢調査」（平成28年以降は小樽市「住民基本台帳」9月末現在）

(2) 世帯数の推移

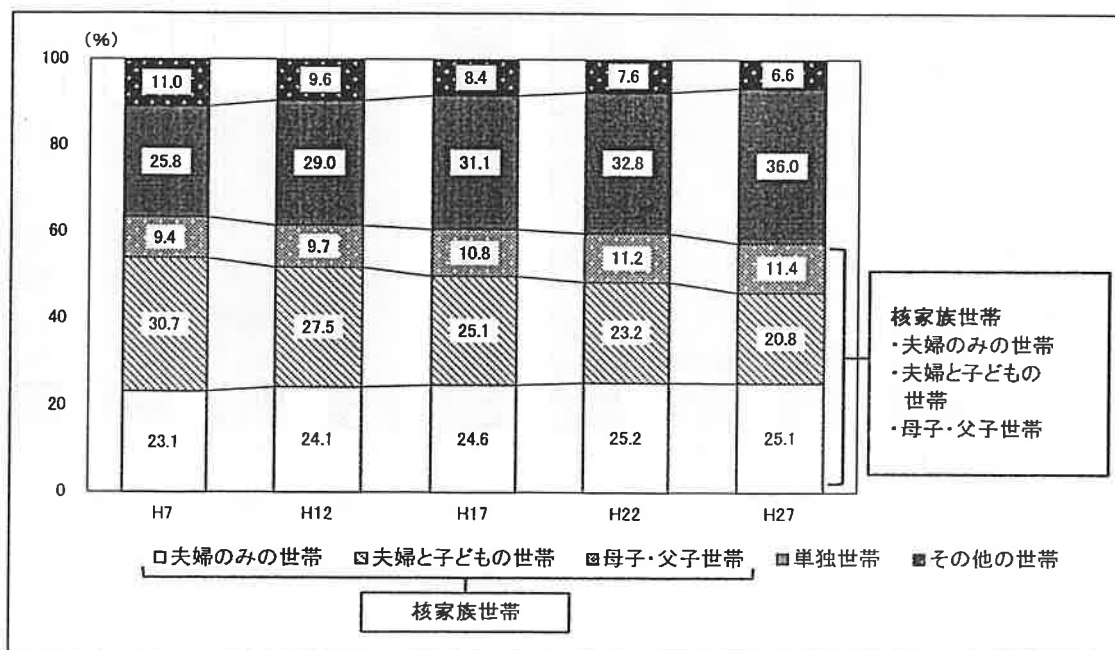
本市の一般世帯^(※)数は減少傾向にあります。平成7年から平成27年にかけて一般世帯のうち「18歳未満の子どもがいる世帯^(※)」は約45%減少し、そのうち「6歳未満の子どもがいる世帯」についても約40%減少しています。



資料：総務省統計局「国勢調査」

(3) 世帯構成比の推移

本市の一般世帯の構成比は、世帯人員が一人の単独世帯が増加し、核家族世帯が減少傾向にあります。核家族世帯のうち「夫婦のみの世帯」及び「母子・父子世帯」はわずかに増加していますが、「夫婦と子どもの世帯」は減少傾向となっています。



資料：総務省統計局「国勢調査」

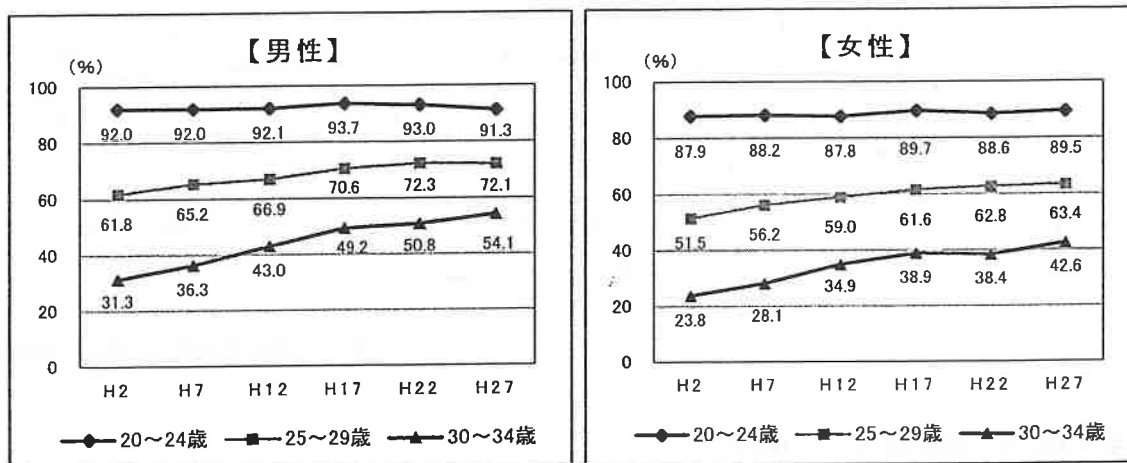
(※) 一般世帯…住宅等に住む世帯（「施設等の世帯^(※)」を含まない）

施設等の世帯…寮に住む学生、病院の入院者や老人ホームの入所者などの世帯等

2 結婚・出産の状況

(1) 年齢別未婚率の推移

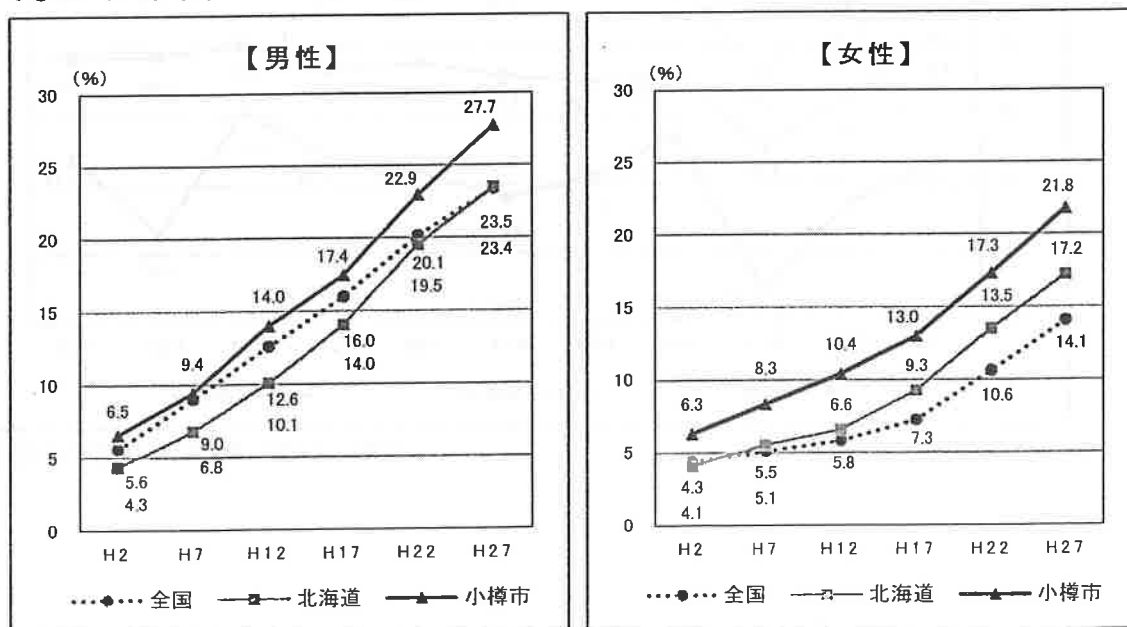
本市の年齢別未婚率は、平成22年から平成27年にかけて男性の20～24歳、25～29歳の割合がわずかに減少していますが、全体的に増加傾向にあります。特に男女とも30～34歳において増加傾向が著しく、男性の約5割、女性の約4割が未婚となっています。



資料：総務省統計局「国勢調査」

(2) 生涯未婚率^(※)の推移

本市の生涯未婚率は男女ともに増加傾向にあり、全国や北海道と比較してもその割合は高くなっています。

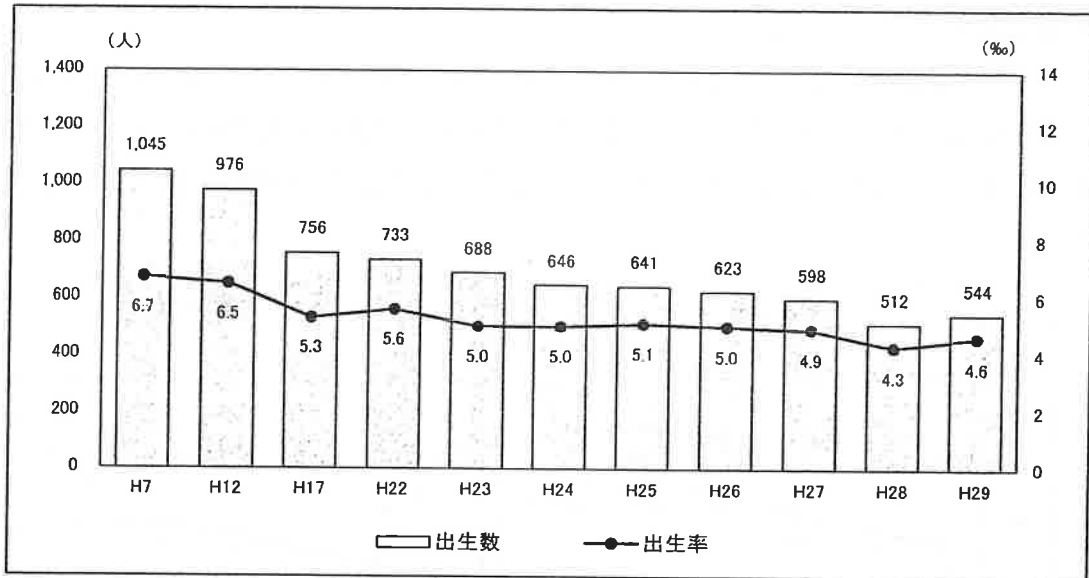


資料：総務省統計局「国勢調査」

(※) 生涯未婚率…「45～49歳」と「50～55歳」の未婚率の平均値から「50歳時」の未婚率を算出したもの

(3) 出生数・出生率^(※)の推移

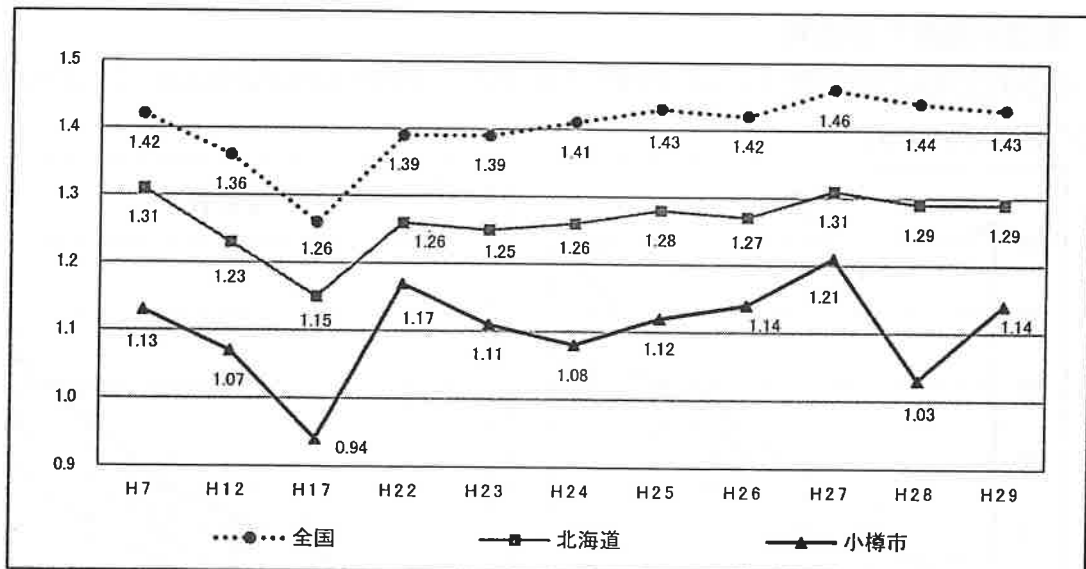
本市の平成29年の出生数は544人、人口千人当たりの出生率は4.6となっています。



資料：小樽市保健所「小樽市の保健行政」

(4) 合計特殊出生率^(※)の推移

本市の合計特殊出生率は、平成29年は1.14となり、全国や北海道と比較して、低い数値となっています。



資料：小樽市保健所「小樽市の保健行政」

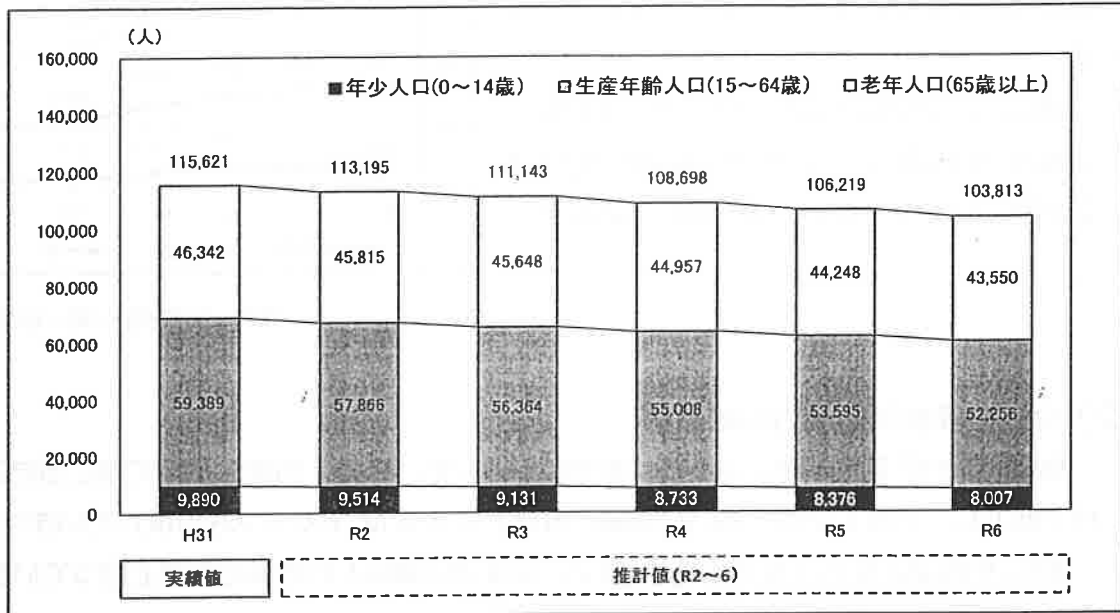
(※) 出生率…人口千人当たりにおける出生数の割合

合計特殊出生率…出産可能な年齢(15~49歳)の女性に限定し、各年齢の出生率を足し合わせ、1人の女性が生涯何人の子どもを産むのかを推計したもの

3 将来人口の見通し

(1) 人口推計

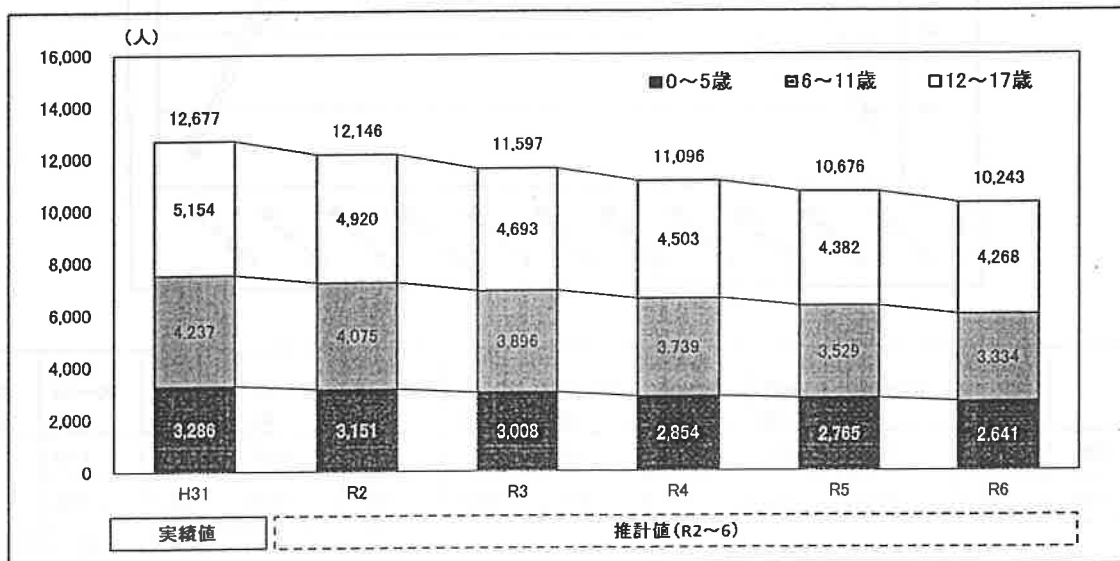
本市の将来人口を推計すると、平成31年に115,621人であった人口は減少傾向が続き、令和6年には103,813人になると予測されます。



資料：小樽市こども育成課推計（「住民基本台帳」を基に、コーホート変化率法^(※)を用いて推計 各年3月末現在）

(2) 児童数の人口推計

児童数を過去数年の減少率を用いて推計すると、就学前児童は令和6年には2,641人となり、平成31年から約20%の減少が予測されます。



資料：小樽市こども育成課推計（「住民基本台帳」を基に、コーホート変化率法を用いて推計 各年3月末現在）

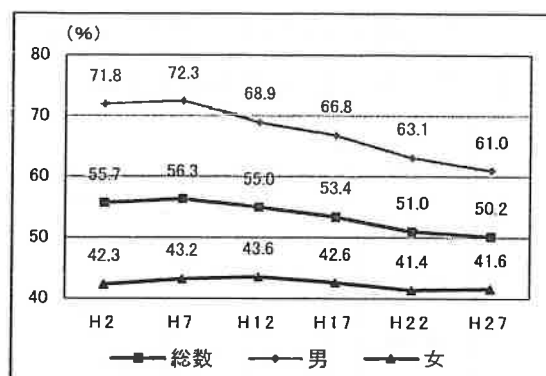
(※) コーホート変化率法…自然増減と社会増減の要因を区別せず、過去の人口動態から求めた変化率に基づき、将来人口を推計する方法

4 就労状況

(1) 労働力率^(※)の推移

本市の労働力率は、平成 27 年に 50.2% となり、平成 22 年から 0.8% 低下しています。

また、男女別にみると、男性が 61.0%、女性が 41.6% で、平成 22 年から男性が 2.1% 低下し、女性が 0.2% 上昇しています。

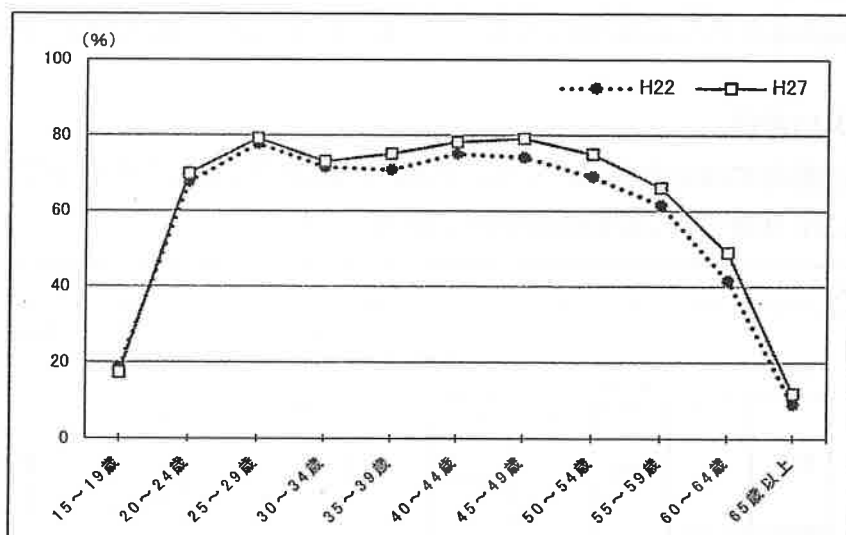


資料：総務省統計局「国勢調査」

(2) 女性の年齢別労働力率の推移

女性労働力率を年齢別にみると、本市においても、結婚・出産・子育て期に当たる 30 代で低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇する M 字カーブを形成しています。

また、平成 22 年と比較すると、平成 27 年は 20 歳以上の労働力率が上回っています。



(%)

| | 15~19 歳 | 20~24 歳 | 25~29 歳 | 30~34 歳 | 35~39 歳 | 40~44 歳 | 45~49 歳 | 50~54 歳 | 55~59 歳 | 60~64 歳 | 65 歳以上 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| H22 | 18.8 | 67.5 | 77.8 | 71.6 | 70.8 | 75.1 | 74.2 | 69.0 | 61.5 | 41.6 | 9.0 |
| H27 | 17.3 | 69.9 | 79.2 | 73.1 | 75.1 | 78.2 | 79.1 | 75.0 | 66.1 | 49.0 | 11.8 |

資料：総務省統計局「国勢調査」

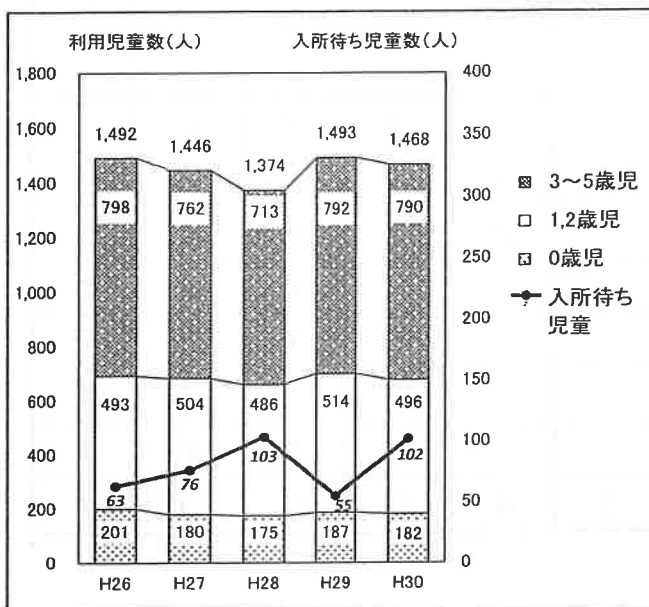
(※) 労働力率…15 歳以上の人口のうち、働いている人と完全失業者の人数を 15 歳以上の人口で割ったもの

5 教育・保育資源の状況

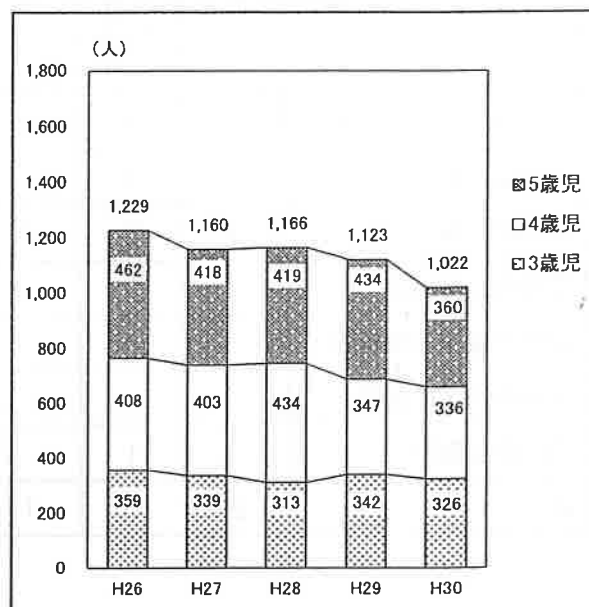
(1) 保育所・幼稚園等の利用状況

就学前児童数は減少傾向にあります。依然として保育所等の入所待ち児童が発生しており、保育所利用のニーズは減少していないものと考えられます。

■ 年齢別保育所等利用児童数の推移
(各年度3月1日現在)



■ 年齢別幼稚園等利用児童数の推移
(各年度5月1日現在)



* 保育所等には認定こども園（保育所部分）、幼稚園等には認定こども園（幼稚園部分）を含む

* 幼稚園利用児童数のうち、新制度に移行した幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）は各年度3月1日現在の児童数

■ 施設の開設数と定員（平成31年4月1日現在）

(単位：箇所、人)

| | 認可保育所等 | | 認可外保育施設 | | | | | | 幼稚園等 | |
|-------|--------|-------|---------|-------|-----------|-------|--------------|-------|------|-------|
| | | | 一般施設 | | 企業主導型保育施設 | | 院内及び事業所内保育施設 | | | |
| | 箇所数 | 定員 | 箇所数 | 定員 | 箇所数 | 定員 | 箇所数 | 定員 | 箇所数 | 定員 |
| 公立 | 5 | 380 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 50 | 0 | 0 |
| 民間 | 22 | 1,141 | 4 | 112 | 6 | 102 | 7 | 170 | 17 | 1,301 |
| 合計 | 27 | 1,521 | 4 | 112 | 6 | 102 | 7 | 220 | 17 | 1,301 |
| 入所児童数 | | 1,360 | | 44 | | 66 | | 165 | | 866 |
| 入所率 | | 89.4% | | 39.3% | | 64.7% | | 75.0% | | 66.6% |

* 認可保育所等には認定こども園（保育所部分）、幼稚園等には認定こども園（幼稚園部分）を含む

* 私学助成を受ける従来型の幼稚園は令和元年5月1日現在の数値

(2) 地区別の教育・保育施設

本市の9地区の教育・保育施設は、南小樽地区と朝里地区が多い状況となっています。

■地区別の教育・保育施設

(単位：施設)

| | 塩谷地区 | 長橋・オタモイ地区 | 高島地区 | 手宮地区 | 中央地区 | 山手地区 | 南小樽地区 | 朝里地区 | 銭函地区 |
|-----------|------|-----------|------|------|------|------|-------|------|------|
| 幼稚園 | | 1 | | | | 4 | 2 | 1 | |
| 認定こども園 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 1 | | 2 | 2 |
| 認可保育所 | 1 | 2 | 1 | 1 | 3 | 3 | 4 | 2 | 1 |
| 認可外保育施設 | | | | | | | 2 | 2 | |
| 企業主導型保育施設 | | | | | | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 事業所内保育施設 | | | | | | | | | 1 |
| 院内保育施設 | | 1 | | | | | 3 | 2 | 1 |
| 計 | 2 | 5 | 1 | 2 | 4 | 9 | 12 | 11 | 7 |

■地区別の教育・保育施設の詳細

(単位：人)

| 地区 | 区分 | 名称 | 定員 | 備考 |
|-----------|---------|-----------|---------------|-----------------------------------------|
| 塩谷地区 | 認定こども園 | あかつき保育園 | 1号5 2・3号30 | 乳児保育（産休明けから） |
| | 認可保育所 | 蘭島保育園 | 20 | 世代間交流事業、乳児保育（産休明けから） |
| 長橋・オタモイ地区 | 認定こども園 | 小樽杉の子幼稚園 | 1号100 2号20 | 預かり保育 |
| | 幼稚園 | 長橋幼稚園 | 100 | 預かり保育 |
| | 認可保育所 | 相愛保育所 | 60 | 異年齢児交流事業、乳児保育（産休明けから） |
| | | 龍徳オタモイ保育園 | 50 | 乳児保育（産休明けから） |
| 院内保育施設 | 石橋病院保育園 | - | | |
| 高島地区 | 認可保育所 | 赤岩保育所 | 100 | 世代間交流事業、延長保育、乳児保育（産休明けから）、地域子育て支援センター事業 |
| 手宮地区 | 認定こども園 | 手宮幼稚園 | 1号20 2号10 | 預かり保育 |
| | 認可保育所 | 手宮保育所 | 85 | 乳児保育（産休明けから） |
| 中央地区 | 認定こども園 | いなほ幼稚園 | 1号80 2号40 | 預かり保育、乳児保育（生後6か月から） |
| | 認可保育所 | 中央保育所 | 120 | 延長保育、休日保育、乳児保育（産休明けから） |
| | | 愛育保育園 | 70 | 異年齢児交流事業、延長保育、乳児保育（産休明けから） |
| | | 杉の子保育園 | 50 | 乳児保育（産休明けから） |

| | | | | |
|-----------|-----------------|----------------------------------|----------------------------|-----------------------------------------|
| 山手地区 | 認定こども園 | 小樽オーリーブ幼稚園 | 1号35 2号5 | 預かり保育 |
| | 幼稚園 | 小樽藤幼稚園 | 90 | 預かり保育 |
| | | コース幼稚園 | 60 | 預かり保育 |
| | | 小樽中央幼稚園 | 60 | 預かり保育 |
| | | まや幼稚園 | 120 | 預かり保育 |
| | 認可保育所 | 最上保育所 | 40 | 乳児保育（生後6か月から） |
| | | 日赤保育所 | 90 | 一時的保育、乳児保育（産休明けから） |
| ゆりかご保育園 | | 60 | 一時的保育、世代間交流事業、乳児保育（産休明けから） | |
| 企業主導型保育施設 | キッズルーム アップルはなその | 30 | 乳児保育（生後1か月から）、延長保育、病児保育 | |
| 南小樽地区 | 幼稚園 | 小樽幼稚園 | 80 | 預かり保育 |
| | | 小樽高田幼稚園 | 120 | 預かり保育 |
| | 認可保育所 | 奥沢保育所 | 75 | 世代間交流事業、延長保育、乳児保育（産休明けから）、地域子育て支援センター事業 |
| | | 若竹保育所 | 30 | 乳児保育（産休明けから） |
| | | 龍徳保育園 | 70 | 異年齢児交流事業、乳児保育（産休明けから） |
| | | あおぞら保育園 | 90 | 延長保育、一時的保育、乳児保育（産休明けから） |
| | 認可外保育施設 | 青い鳥保育園 | 27 | プライベート預かり（一時的保育や時間単位での預かり） |
| | | キッズルーム アップルいりふね | 18 | 乳児保育（生後2か月から）、延長保育、一時的保育 |
| | 院内保育施設 | 小樽市立病院保育室 | 50 | |
| | | 北海道社会事業協会 小樽病院院内保育所 「たるっ子」 | 19 | |
| | | 北海道済生会 小樽病院保育所 | 40 | |
| | 企業主導型保育施設 | ウイングベイ小樽すこやか保育園 | 29 | 生後5か月から、一時預かり |
| | 朝里地区 | 認定こども園 | さくら保育園 | 1号15 2・3号60 |
| さくら幼稚園 | | | 1号70 2・3号20 | 延長保育、預かり保育 |
| 幼稚園 | | 朝里幼稚園 | 210 | 預かり保育 |
| 認可保育所 | | 新光保育園 | 90 | 世代間交流事業、延長保育、乳児保育（産休明けから） |
| | | さくら乳児保育園 | 40 | 延長保育、乳児保育（産休明けから） |
| 認可外保育施設 | | 青い鳥 | 70 | |
| | | 西田 靖江 | 3 | 乳児保育（生後3か月から）、一時的保育、病児保育 |
| 院内保育施設 | | 朝里中央病院付属 あさひ保育園 | - | |
| | | 東小樽病院 ひまわり保育園 | 30 | |
| 企業主導型保育施設 | | ココラソ保育園 | 10 | 乳児保育（生後5か月から）、一時的保育 |
| | | こころキッズワタキュー小樽ルーム | 19 | |

| | | | | |
|------|-----------|--------------------------|-----------------|---------------------------------|
| 銭函地区 | 認定こども園 | 桂岡幼稚園 | 1号130 2・3号45 | 延長保育、乳児保育（生後6か月から） |
| | | かもめ保育園 | 1号6 2・3号71 | 延長保育、乳児保育（産休明けから） |
| | 認可保育所 | 銭函保育所 | 80 | 延長保育、乳児保育（産休明けから）、地域子育て支援センター事業 |
| | 事業所内保育施設 | だるま食品(株)内 だるまちゃん保育園 | 21 | |
| | 院内保育施設 | 札幌病院 ひまわり保育所 | 35 | |
| | 企業主導型保育施設 | Orange STAR 銭函 保育園 | 20 | 乳児保育（生後2か月から）、病後児保育、体調不良児保育 |
| | | Orange STAR 銭函 保育園 本園 | 48 | |

※ 平成31年4月1日現在（私学助成を受ける従来型の幼稚園は令和元年5月1日現在）

第4部 第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価

第一期計画の評価として、各事業の実績の推移、第一期の取組状況や今後の課題・方向性等について、以下のとおり考察しました。

なお、第一期の計画期間のうち、実績や評価の把握ができる平成30年度までの取組状況に基づき、評価しています。

1 教育・保育の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価

(1) 教育・保育の利用希望児童数と各施設における児童定員の推移

(単位：人)

| | H27年度実績(H28.3現在) | | | | | H28年度実績(H29.3現在) | | | | | | | | |
|-----------------------|------------------|-------|-------|-----|-----|------------------|-------|-------|-------|-------|-----|------|-----|-----|
| | 幼稚園 | | 保育所 | | | 幼稚園 | | 保育所 | | | | | | |
| | 1号 | 2号 | | 3号 | 0歳 | 1・2歳 | 1号 | 2号 | | 3号 | 0歳 | 1・2歳 | | |
| | | 幼稚園希望 | 左記以外 | | | | | 幼稚園希望 | 左記以外 | | | | | |
| ①需要量の見込み 【利用希望児童数】 | 1,223 | 1,544 | | 792 | 752 | 235 | 517 | 1,265 | 1,476 | | 731 | 745 | 246 | 499 |
| ②確保方策 【児童定員合計】 | 特定教育・保育施設 | 250 | 726 | 664 | 194 | 470 | 475 | 722 | 668 | 192 | 476 | | | |
| | 上記以外の幼稚園(注) | 1,305 | - | - | - | - | 1,130 | - | - | - | - | | | |
| | 特定地域型保育事業 | - | - | 19 | 3 | 16 | - | - | 19 | 3 | 16 | | | |
| | 認可外保育施設 | - | 80 | 20 | 5 | 15 | - | 80 | 20 | 5 | 15 | | | |
| | 合計 | 1,555 | 1,509 | | 806 | 703 | 202 | 501 | 1,605 | 1,509 | | 802 | 707 | 200 |
| 過不足 (②-①) | 332 | 14 | ▲49 | ▲33 | ▲16 | 340 | 71 | ▲38 | ▲46 | 8 | | | | |
| (参考)入所待ち児童数 | - | 6 | 70 | 54 | 16 | - | 2 | 101 | 75 | 26 | | | | |
| 実入所児童数 | - | 786 | 682 | 181 | 501 | - | 729 | 644 | 171 | 473 | | | | |

| | H29年度実績(H30.3現在) | | | | | H30年度実績(H31.3現在) | | | | | | | | |
|-----------------------|------------------|-------|-------|-----|-----|------------------|-----|-------|-------|-------|------|-------|------|-----|
| | 幼稚園 | | 保育所 | | | 幼稚園 | | 保育所 | | | | | | |
| | 1号 | 2号 | | 3号 | 0歳 | 1・2歳 | 1号 | 2号 | 3号 | 0歳 | 1・2歳 | | | |
| | | 幼稚園希望 | 左記以外 | | | | | | | | | 幼稚園希望 | 左記以外 | |
| ①需要量の見込み 【利用希望児童数】 | 1,159 | 1,524 | | 783 | 741 | 225 | 516 | 1,070 | 1,567 | | 785 | 782 | 257 | 525 |
| ②確保方策 【児童定員合計】 | 特定教育・保育施設 | 504 | 751 | 706 | 199 | 507 | 546 | 761 | 715 | 202 | 513 | | | |
| | 上記以外の幼稚園(注) | 1,040 | - | - | - | - | 935 | - | - | - | - | | | |
| | 特定地域型保育事業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | | |
| | 認可外保育施設 | - | 0 | 27 | 21 | 6 | - | 0 | 49 | 28 | 21 | | | |
| | 合計 | 1,544 | 1,484 | | 751 | 733 | 220 | 513 | 1,481 | 1,525 | | 761 | 764 | 230 |
| 過不足 (②-①) | 385 | ▲32 | ▲8 | ▲5 | ▲3 | 411 | ▲24 | ▲18 | ▲27 | 9 | | | | |
| (参考)入所待ち児童数 | - | 4 | 51 | 37 | 14 | - | 11 | 91 | 67 | 24 | | | | |
| 実入所児童数 | - | 779 | 690 | 188 | 502 | - | 774 | 691 | 190 | 501 | | | | |

(注)平成27年度からの子ども・子育て支援新制度における施設型給付費を受ける保育所・幼稚園・認定こども園は「特定教育・保育施設」に含み、

私学助成を受ける従来型の幼稚園は「上記以外の幼稚園」に含みます。

※「①需要量の見込み【利用希望児童数】」には、入所待ち児童数を含みます。

※国の手引きに基づき、平成29年度の「中間年の見直し」において、平成30年度以降の『2号の幼稚園希望分』は『1号』に含めています。

(2) 第一期における取組状況

幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）での「1号認定子ども」の教育利用希望に対しては、児童定員は確保されてきました。

一方で、保育所や認定こども園（保育所部分）での「2・3号認定子ども」の保育利用希望に対しては、私学助成を受ける従来型の幼稚園が新制度幼稚園や認定こども園へ移行するなど、「特定教育・保育施設」の児童定員の拡大が順次図られてきましたが、利用希望児童数の増加に追いつかず、全体的な児童定員は恒常的に不足しています。

また、平成29年度と平成30年度における「2号認定子ども」（保育を必要とする3歳以上児）については、必要な保育士数などを確保した上で定員を超えて児童を受け入れることができる「定員弾力化」の取組により、それぞれ児童定員の合計数を上回る児童数の入所が可能となりましたが、特に、国の最低基準上、入所児童数に対してより多くの保育士配置が必要となる「3号認定子ども」（保育を必要とする3歳未満児）については、いずれの年度においても、必要な保育士数を確保できないことが主な要因となり、実入所児童数が児童定員の合計数を下回るとともに、多くの入所待ち児童が発生しています。

(3) 今後の課題と取組の方向性

上記の取組状況から、「2・3号認定子ども」に対する児童定員については、よりの確な利用希望児童数の見込みの把握に努めるとともに、これまでも行われてきた「特定教育・保育施設」への移行や児童定員の拡充について、各施設事業者の意向を確認しながら推進していく必要があります。

また、児童定員の拡充や定員弾力化による定員を超えた児童の受入れを行っていくためには、必要な数の保育士等保育従事者の確保が前提となります。

今後、保育士資格を有しながら保育士として就労していない、いわゆる“潜在保育士”の職場復帰等の促進策や、保育所等における保育士配置に係る特例的運用に基づく「子育て支援員」（保育補助員）の活用策などに取り組むとともに、保育士の賃金等の処遇改善がより実効性を伴うものとなるよう、国等への働きかけを含め、取り組んでいく必要があります。

2 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価

「各年度の評価」の基準

- A：事業目標を達成し、結果が得られた。今後この水準を維持する。
- B：事業目標をある程度達成したが、今後の改善・検討を要する。
- C：事業目標を達成したとは言えず、現状について大きな課題がある。

(1) 利用者支援事業

〔概要〕 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じてそれらの相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

① 実績等の推移

〔指標〕実施箇所数(か所)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 需要量の見込み | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 確保方策 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 実績 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 年度ごとの評価 | A | A | A | A |

② 第一期における取組状況

平成27年度に保育サービスなどの情報提供や相談等を行う「利用者支援専門員(特定型。いわゆる“保育コンシェルジュ”)」1名、平成30年度に子育てに関する幅広い相談や支援、関係機関との連絡調整等を行う「利用者支援専門員(基本型)」1名の計2名を配置し、幅広い保護者のニーズに合わせた助言や提案等を行いました。

③ 今後の課題と取組の方向性

保育ニーズが多様化するとともに、少子化や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化などを背景に、子育て家庭においては様々な支援が必要とされており、今後もよりきめ細かな対応が求められることから、それぞれの家庭状況に即した相談やサービス利用が円滑に進められるよう、引き続き専門の職員を配置します。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供するため、令和2年4月から子育て世代包括支援センターにおいて母子保健型の利用者支援事業を開始し、専任の保健師を1名配置します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

〔概要〕 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

① 実績等の推移

〔指標〕延べ利用人数/月

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------|------------|------------|------------|------------|
| 需要量の見込み | 480(5,760) | 470(5,640) | 460(5,520) | 550(6,600) |
| 確保方策 | 500(6,000) | 500(6,000) | 500(6,000) | 700(8,400) |
| 実績 | 652(7,824) | 599(7,184) | 530(6,357) | 459(5,502) |
| 年度ごとの評価 | A | A | A | A |

※ () 内は、年間延べ利用人数(保護者数)

② 第一期における取組状況

子育て支援拠点施設4か所（子育て支援センター3か所、わくわく広場（民営）1か所）において、地域の子育て家庭への開放事業や各種講座等を実施し、親子や保護者同士の交流、子育てに関する相談の場を提供しました。

③ 今後の課題と取組の方向性

利用実績は減少傾向にありますが、その要因の一つとして、近年、民間保育所や幼稚園で園開放やプレ保育などが盛んに行われており、保護者の選択肢が増えていることが考えられます。このような保育環境の変化のほか、本事業に訪れる児童が低年齢化している状況なども踏まえ、地域性や利用者の年齢等も考慮しながら、引き続き親子や保護者同士の交流の場を提供します。

（3） 妊婦健康診査事業

〔概要〕妊婦の健康の保持増進及び経済的負担の軽減のために、国の妊婦健康診査の基準に基づき妊婦健康診査を医療機関において実施し、その費用を公費負担する事業
（検査項目①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導、④妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査。妊婦一般健康診査14回分と超音波検査6回分を公費負担）

① 実績等の推移

〔指標〕延べ健診回数/年(回)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | |
|------------------------|---------------|--------|--------|--------|-------|
| 需要量の見込み (健診対象者数(人)) | 672 | 661 | 649 | 579 | |
| 確保方策 (健診回数(回)) | 7,728 | 7,602 | 7,464 | 6,659 | |
| 実績 | 健診対象者 数(人) | 574 | 555 | 546 | 480 |
| | 健診回数 (回) | 6,931 | 6,075 | 6,030 | 5,653 |
| 年度ごとの評価 | A | A | A | A | |

② 第一期における取組状況

出生数の減少に伴い、健診の対象者数と実施回数が共に減少してきましたが、一人当たりの受診回数の平均は11～12回程度の横ばいで推移しており、受診の周知や勧奨を行うことで、安心して出産できる環境づくりに努めました。

③ 今後の課題と取組の方向性

妊婦への本事業の周知・勧奨による受診機会の確保や医療機関の協力を得ながら、引き続き、受診回数の向上を図るとともに、安心して産み育てる環境づくりに努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

〔概要〕 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境等の把握を行うほか、育児相談に応じ、助言その他の援助支援を行う事業

① 実績等の推移

〔指標〕延べ訪問人数/年(人)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|
| 需要量の見込み | 659 | 649 | 639 | 567 |
| 確保方策 (実施率(%)) | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 実績 | 訪問人数 | 641 | 509 | 503 |
| | 実対象者数 | 654 | 522 | 511 |
| | 実施率(%) | 98 | 98 | 98 |
| 年度ごとの評価 | A | A | A | A |

② 第一期における取組状況

訪問実施率については 98%前後を維持しており、拒否等により訪問できなかった家庭に対しては、1か月児健診結果や予防接種歴を確認し、全戸の養育環境等の把握を行いました。また、要養育支援家庭などに対し、必要に応じて継続的な育児支援を行ったほか、虐待予防の観点から関係機関等との連携を図り、適切な支援に努めました。

③ 今後の課題と取組の方向性

引き続き、全戸訪問・育児支援を実施することで、乳児のいる全ての家庭の養育状況等を把握し、母親や家族が安心して子育てができる環境づくりに努めます。

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

〔概要〕・ 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

- ・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
- ・ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

① 実績等の推移

〔指標〕実訪問人数/年(人)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|
| 需要量の見込み | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 確保方策 (実施率(%)) | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 実績 | | 2 | 1 | 0 |
| 年度ごとの評価 | — | B | B | B |

② 第一期における取組状況

保健所が実施している乳児家庭全戸訪問等と連携して、対象世帯の把握に努めましたが、「養育支援訪問」について検討を行ったものの実施に至らなかった世帯などもあり、訪問人数の実績は伸びず、見込んでいた人数と大きな乖離が生じました。

しかしながら、適切な養育支援に資するため、必要に応じて育児・家事の援助を行うヘル

パーをいつでも派遣することができるよう、訪問介護事業所との業務委託体制を確保してきたほか、「小樽市要保護児童対策地域協議会」におけるネットワーク会議等を通じ、関係機関との連携強化を図ってきました。

③ 今後の課題と取組の方向性

適時に適切な養育支援の実施ができるよう、訪問介護事業所とのヘルパー派遣体制や上記協議会等を通じた関係機関との連携を維持・確保していく必要があります。

なお、本事業の的確な評価を行うため、評価指標としている「養育支援訪問」に係る実訪問人数の見込み量の考え方について、第二期計画において見直すものとします。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

〔概要〕保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

① 実績等の推移

〔指標〕実利用人数/年(人)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------------------|----------------|---------------------|------------------|------------------|
| 需要量の見込み | 20 | 20 | 20 | 30 |
| 確保方策 (実施施設数(か所)) | 事業化について調査・研究する | 必要な場合は、実施体制の確保を検討する | 1 (児童養護施設に委託) | 2 (児童養護施設に委託) |
| 実績 | | | 3 | 7 |
| 年度ごとの評価 | | | A | A |

② 第一期における取組状況

市内に児童養護施設がないため、市外の児童養護施設への委託により、一時的に養育・保護が必要となる児童の受入体制を確保してきました（平成29年度は仁木町の1施設、平成30年度は札幌市北区の1施設を追加）。

③ 今後の課題と取組の方向性

平成30年度の委託施設の追加により利便性が向上し、利用実績が伸びていることから、令和2年4月から委託施設を増加し、3施設で行います。

なお、評価指標としている実利用人数の見込み量の考え方について、これまでの実績値との乖離が大きいことから、本事業の的確な評価を行うため、第二期計画において見直すものとします。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

〔概要〕乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡及び調整等を行う事業

① 実績等の推移

〔指標〕延べ利用人数/年(人)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 需要量の見込み | 740 | 740 | 740 | 740 |
| 確保方策 | 740 | 740 | 740 | 740 |
| 実績 | 587 | 770 | 914 | 675 |
| 年度ごとの評価 | A | A | A | A |

② 第一期における取組状況

依頼会員の延べ利用人数は、『保育所・幼稚園への送迎とその前後の預かり』や『保育所・学校等が休みの時の預かり等』の利用人数が大きく減少したため、平成30年度に急減しましたが、依頼会員の実人数は増加傾向にあります。また、提供会員の実人数は、年度当たり平均140人を確保しており、依頼に対する援助活動の調整について、不足なく適切に実施できました。

③ 今後の課題と取組の方向性

本事業における『預かり』の利用については、令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」の対象となり、利用料負担が軽減される場合があることから、子育て世帯への周知をより広く行うとともに、引き続き、提供会員の確保に努めます。

(8) 一時預かり事業

〔概要〕家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

① 実績等の推移

〔指標〕延べ利用人数/年(人)

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------|------|--------|--------|--------|--------|
| 需要量の 見込み | 幼稚園等 | 32,200 | 31,600 | 31,000 | 24,600 |
| | 保育所 | 1,580 | 1,550 | 1,520 | 570 |
| | 計 | 33,780 | 33,150 | 32,520 | 25,170 |
| 確保方策 | 幼稚園等 | 32,200 | 32,200 | 32,200 | 24,600 |
| | 保育所 | 13,500 | 13,500 | 13,500 | 13,500 |
| | 計 | 45,700 | 45,700 | 45,700 | 38,100 |
| 実績 | 幼稚園等 | 0 | 5,885 | 4,150 | 3,945 |
| | 保育所 | 953 | 531 | 514 | 711 |
| | 計 | 953 | 6,416 | 4,664 | 4,656 |
| 年度ごとの評価 | | B | B | B | B |

② 第一期における取組状況

幼稚園における一時預かりについては、私学助成制度から新制度へ移行後の『預かり保育』における需要量のみを見込んでいましたが、保育士等確保の困難さなどから、新制度の『預かり保育』に移行した幼稚園が予定をはるかに下回ったため、新制度における延べ利用人数の実績が見込みを大きく下回りました。

しかしながら、私学助成制度の『預かり保育』が引き続き実施されていることで、一時預かりに対するニーズには対応できているものと考えられます。

また、保育所における一時預かりについても、緊急・一時的な保育を必要とする保護者の希望に対応することができました。

③ 今後の課題と取組の方向性

共働き世帯の増加などで、幼稚園等の利用であっても日中に保育を必要とする世帯がある程度継続的に存在することが想定されます。また、保育所における一時預かりのほか、新制度・私学助成制度のいずれの『預かり保育』の利用についても令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」の対象となり、利用料負担が軽減される場合があることを勘案すると、適切に需要量を見込み、引き続き、保育所や幼稚園等において、一時預かりのために必要な定員の確保を図る必要があります。

なお、幼稚園等については、今後、本事業の的確な評価を行うため、評価指標としている

延べ利用人数の見込み量と確保方策については、新制度・私学助成制度のいずれであっても対象とすることとし、第二期計画において見直すものとします。

(9) 時間外保育（延長保育）事業

〔概要〕 保育認定を受けた子どもについて、保育所の開所時間又は日中の利用時間帯（保育短時間）を超えて、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

① 実績等の推移

〔指標〕実利用人数/年(人)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 需要量の見込み | 440 | 430 | 420 | 570 |
| 確保方策 | 550 | 550 | 550 | 605 |
| 実績 | 577 | 539 | 640 | 639 |
| 年度ごとの評価 | A | A | A | A |

② 第一期における取組状況

実利用人数の実績は、各年度とも需要量の見込みや確保方策（利用定員の見込み）を上回りましたが、延長保育のニーズには利用希望者全員に対応できており、保護者の多様な就労形態や超過勤務などに伴う保育需要に応えることができました。

③ 今後の課題と取組の方向性

今後も保護者の仕事と子育ての両立支援を推進するため、継続していきます。

(10) 病児（病後児）保育事業

〔概要〕 感染症の発症等により一時的に保育所等を利用できない病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

① 実績等の推移

〔指標〕延べ利用人数/年(人)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------|----------------------------|--------|--------|--------|
| 需要量の見込み | 300 | 300 | 300 | 300 |
| 確保方策 | 実施体制を検討し、条件整備が完了後、実施を判断する。 | | | |
| 実績 | | | | |
| 年度ごとの評価 | — | — | — | — |

② 第一期における取組状況

第一期における最終年度の令和元年10月から、認定こども園併設の病児保育施設1か所で本事業を開始することができました。

③ 今後の課題と取組の方向性

事業開始時は、対象児童を「市内の認可保育所、幼稚園、認定こども園又は小学校に通う、1歳6か月から小学校2年生までの児童」としていましたが、今後の利用状況等を見据えながら、対象範囲の拡充を図ります。

また、本事業に係る国の実施要綱では、保育所での保育中などに具合が悪くなった児童について、保護者の依頼に基づき、病児保育施設の看護師等が保育所等へ迎えに行き、病院を受診した上で病児保育施設において保育を行う「送迎対応」の実施が可能となっています。今後、保護者の利便性向上の観点から、「送迎対応」についての保護者のニーズを調査し、実施の可否を検討します。

(11) 放課後児童健全育成事業

〔概要〕保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びの場及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

① 実績等の推移

〔指標〕実利用人数/年(人)

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 需要量の 見込み | 低学年 | 590 | 580 | 570 | 729 |
| | 高学年 | 200 | 195 | 190 | 113 |
| | 計 | 790 | 775 | 760 | 842 |
| 確保方策 | | 1,007 | 943 | 875 | 905 |
| 実績 | 低学年 | 706 | 743 | 783 | 774 |
| | 高学年 | 81 | 100 | 116 | 142 |
| | 計 | 787 | 843 | 899 | 916 |
| 年度ごとの評価 | | A | A | A | A |

② 第一期における取組状況

平成31年4月現在、小学校、勤労女性センター及び塩谷児童センターにおいて放課後児童クラブを開設し、児童の受入れを行っています。平成27年度と平成29年度においては、一時的に待機児童が発生しましたが、それぞれ当該年度内で待機児童を解消しており、増加傾向にある利用児童に対して、安全・安心な居場所の確保及び健全育成の場を提供してきました。

③ 今後の課題と取組の方向性

今後も待機児童が発生しないよう、本事業の利用希望を的確に把握し、適正な定員設定を行うとともに、放課後児童クラブにおいて児童の生活や遊びの援助を行う「放課後児童支援員」等の従事職員の確保に努めます。

また、現在、小学校以外で実施している勤労女性センターと塩谷児童センターの2か所については、対象の小学校と距離があることによる不便さや、施設の老朽化への対策が課題となっており、今後、解決に向け検討を進めます。

併せて、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することを目標とした「新・放課後子ども総合プラン」についても、引き続き、研究を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

〔概要〕保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事参加費用等を助成する事業（生活保護受給世帯を対象）

① 実績等の推移

〔指標〕延べ利用人数/年(人)

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 需要量の 見込み | 1号認定 | | | | 50 |
| | 2・3号認定 | | | | 130 |
| | 計 | | | | 180 |
| 確保方策 | | | | | 180 |
| 実績 | 1号認定 | | 29 | 76 | 32 |
| | 2・3号認定 | | 117 | 104 | 97 |
| | 計 | | 146 | 180 | 129 |
| 年度ごとの評価 | | | | | A |

② 第一期における取組状況

本事業は、平成 29 年度に実施した第一期計画の「中間年の見直し」により追加し、平成 30 年度から『需要量の見込み』と『確保方策』を設定しました。事業の実施自体は、平成 28 年度から行っており、いずれの年度においても、全ての補助申請に対して補助金の交付を行うことができました。

③ 今後の課題と取組の方向性

対象世帯において、円滑な教育・保育の利用と子どもの健やかな成長が図られるよう、引き続き本事業を実施し、支援します。

(13) 多様な事業者の参入促進事業

〔概要〕 特定教育・保育施設への新規参入事業者に対する相談・巡回支援を行う事業

① 実績等の推移

〔指標〕施設数/年(か所)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 需要量の見込み | | | | 0 |
| 確保方策 | | | | 0 |
| 実績 | | 1 | 0 | 0 |
| 年度ごとの評価 | | | | — |

② 第一期における取組状況

本事業は、平成 29 年度に実施した第一期計画の「中間年の見直し」により追加し、平成 30 年度から『需要量の見込み』と『確保方策』を設定しました。これまでの実績としては、平成 28 年度に小規模保育事業の実施施設が認定こども園へ移行する際に本事業を活用し、円滑な移行を進めることができました。それ以降の特定教育・保育施設への新規参入事業者はなく、本事業の実績はありません。

③ 今後の課題と取組の方向性

今後、本市において特定教育・保育施設への新規参入事業者が現れるか、また、本事業による相談・巡回支援が必要となるかは、現時点で把握できませんが、必要に応じて、適切な対応を行うものとします。

第5部 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

本市の教育・保育提供区域は、区域内の需要量の見込み及び需要量の調整に柔軟に対応できることや、教育の特徴に基づく幼稚園利用や稼働状況に合わせた保育所利用などの利用者ニーズに柔軟に対応できること、地域子ども・子育て支援事業の区域は全市が望ましいことなどの理由から、第二期計画においても、全市（1区域）として定めます。

2 教育・保育の需要量の見込みと確保方策（提供体制）

（1）需要量の見込み

0～5歳の就学前児童数（推計人口）を基に近年の入園・入所動向を踏まえて、就学前児童に関する教育・保育の需要量に関する推計を行いました。

（2）確保方策（提供体制）

0～5歳の就学前児童数（推計人口）は減少傾向にあります。保育所利用は経済社会状況による影響や幼稚園利用は教育ニーズなどから、需要の変動を生じることがあります。

本計画においては、第3部にあるとおり、女性の労働力率の上昇などを背景として、保育所利用のニーズは減少していないものと考えられるため、確保方策（提供体制）については、令和2年4月時点で予定されている利用定員を基に、計画期間の各年度とも同数で据え置いています。

今後の需要の変動に対しては、民間施設の利用定員の変更状況を勘案しながら、市立保育所においても、原則として3年毎に行っている定員見直しの中で、適正な確保方策（提供体制）となるよう調整を図り、必要に応じて計画期間の中間年（令和4年度中）を目途として計画見直しについても検討します。

また、現在の5か所の市立保育所のうち、手宮・最上の両保育所は、築40年以上の施設であり、老朽化が著しいため、市立保育所全体として、どのような提供体制を確保していくのかについて、中間年を目安とした計画見直しの際に方向性を提示することができるよう、それぞれの地域における今後の保育需要や各施設の利用定員の動向を注視しながら、検討を進めます。

■ 需要量の見込みと確保方策（提供体制）

| | 2年度 | | | | | | 3年度 | | | | | |
|------------------------|-------------|----------------------------|-------|-----|-----|------|-------------|----------------------------|-------|-----|-----|------|
| | 1号 | (注) 2号 幼児期の学校教育の利用希望が強い | | 3号 | 0歳 | 1・2歳 | 1号 | (注) 2号 幼児期の学校教育の利用希望が強い | | 3号 | 0歳 | 1・2歳 |
| ① 需要量の見込み 【利用希望児童数】 | 902 | 1,032 | 1,417 | | | | 863 | 988 | 1,352 | | | |
| ② 確保方策 【児童定員合計】 | 594 | 308 | 724 | 693 | 200 | 493 | 568 | 295 | 693 | 659 | 192 | 467 |
| 特定教育・保育施設 | 448 | - | 804 | 702 | 191 | 511 | 461 | - | 804 | 702 | 191 | 511 |
| 施設給付を受けない幼稚園 | 550 | - | - | - | - | - | 550 | - | - | - | - | - |
| 幼稚園及び預かり保育 | 308 | - | - | - | - | - | 295 | - | - | - | - | - |
| 特定地域型保育事業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 認可外保育施設 | - | - | 0 | 68 | 39 | 29 | - | - | 0 | 68 | 39 | 29 |
| 合計 | 1,306 | | 1,574 | | 230 | 540 | 1,306 | | 1,574 | | 230 | 540 |
| 過不足 (②-①) | 404 | | 80 | 77 | 30 | 47 | 443 | | 111 | 111 | 38 | 73 |
| | 幼稚園 ← → 保育所 | | | | | | 幼稚園 ← → 保育所 | | | | | |

| | 4年度 | | | | | | 5年度 | | | | | |
|------------------------|-------------|----------------------------|-------|-----|-----|------|-------------|----------------------------|-------|-----|-----|------|
| | 1号 | (注) 2号 幼児期の学校教育の利用希望が強い | | 3号 | 0歳 | 1・2歳 | 1号 | (注) 2号 幼児期の学校教育の利用希望が強い | | 3号 | 0歳 | 1・2歳 |
| ① 需要量の見込み 【利用希望児童数】 | 812 | 929 | 1,283 | | | | 793 | 908 | 1,243 | | | |
| ② 確保方策 【児童定員合計】 | 535 | 277 | 652 | 631 | 185 | 446 | 522 | 271 | 637 | 606 | 177 | 429 |
| 特定教育・保育施設 | 479 | - | 804 | 702 | 191 | 511 | 485 | - | 804 | 702 | 191 | 511 |
| 施設給付を受けない幼稚園 | 550 | - | - | - | - | - | 550 | - | - | - | - | - |
| 幼稚園及び預かり保育 | 277 | - | - | - | - | - | 271 | - | - | - | - | - |
| 特定地域型保育事業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 認可外保育施設 | - | - | 0 | 68 | 39 | 29 | - | - | 0 | 68 | 39 | 29 |
| 合計 | 1,306 | | 1,574 | | 230 | 540 | 1,306 | | 1,574 | | 230 | 540 |
| 過不足 (②-①) | 494 | | 152 | 139 | 45 | 94 | 513 | | 167 | 164 | 53 | 111 |
| | 幼稚園 ← → 保育所 | | | | | | 幼稚園 ← → 保育所 | | | | | |

| | 6年度 | | | | | |
|------------------------|-------------|----------------------------|-------|-----|-----|------|
| | 1号 | (注) 2号 幼児期の学校教育の利用希望が強い | | 3号 | 0歳 | 1・2歳 |
| ① 需要量の見込み 【利用希望児童数】 | 754 | 863 | 1,187 | | | |
| ② 確保方策 【児童定員合計】 | 497 | 257 | 606 | 581 | 170 | 411 |
| 特定教育・保育施設 | 499 | - | 804 | 702 | 191 | 511 |
| 施設給付を受けない幼稚園 | 550 | - | - | - | - | - |
| 幼稚園及び預かり保育 | 257 | - | - | - | - | - |
| 特定地域型保育事業 | - | - | - | - | - | - |
| 認可外保育施設 | - | - | 0 | 68 | 39 | 29 |
| 合計 | 1,306 | | 1,574 | | 230 | 540 |
| 過不足 (②-①) | 552 | | 198 | 189 | 60 | 129 |
| | 幼稚園 ← → 保育所 | | | | | |

(注) 2号のうち「幼児期の学校教育の利用希望が強い」ものについては、幼稚園及び預かり保育(1号)で確保することとしている。

3 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策 (提供体制)

地域子ども・子育て支援事業とは、すべての子育て家庭を支援する事業であり、市町村の実状に応じて子ども・子育て支援法第59条に定める事業（13事業）を実施するものです。

本計画では、第一期計画を経て、より多様な子育て支援を充実させるため、13事業の今後5年間（令和2～6年度）の数値目標を設定し、需要量の見込み及び確保方策（提供体制）を記載しています。

地域子ども・子育て支援事業（13事業）

（1）利用者支援事業

①特定型・基本型

②母子保健型

（2）地域子育て支援拠点事業

（3）妊婦健康診査事業

（4）乳児家庭全戸訪問事業

（5）養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

（その他要保護児童等の支援に資する事業）

（6）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（8）一時預かり事業

①幼稚園等における一時預かり（幼稚園型）

②保育所における一時預かり（一般型）

（9）時間外保育（延長保育）事業

（10）病児保育事業

（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

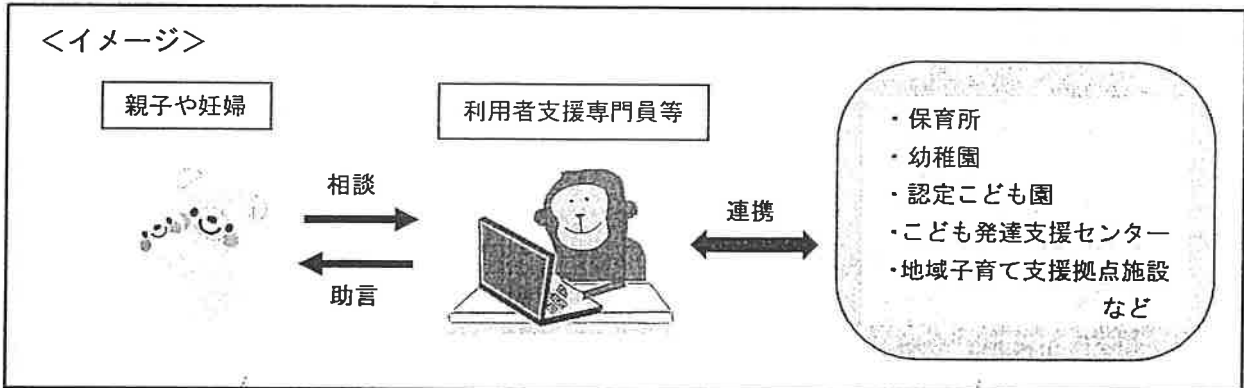
（12）実費徴収に係る補足給付事業

（13）多様な事業者の参入促進事業

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

児童及びその保護者、妊婦の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じてそれらの相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業



①特定型・基本型

【対象】

児童とその保護者

【事業目的】

個々の家庭状況に即した適切なサービスが円滑に利用できるよう、相談・助言等の必要な支援を行います。

【実施内容・確保方策（提供体制）】

- ・教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用に関する相談に応じます。
- ・個々の家庭状況に即した適切なサービスが円滑に利用できるよう、利用者支援専門員2名（特定型^(※)1名、基本型^(※)1名）の配置を継続します。

【需要量の見込みと確保方策（提供体制）】

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 需要量の見込み 実施箇所数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 確保方策(提供体制) 実施箇所数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

(※) 特定型…保育サービス等の情報提供や相談等を行うもの

基本型…子育てに関する幅広い相談や支援、関係機関との連絡調整等を行うもの

②母子保健型

【対象】

妊産婦、就学前児童と保護者

【事業目的】

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供するため、妊娠、出産及び子育てに関する相談に応じるとともに、子育て支援事業を実施する部署との連携や利用者への必要な支援を行います。

【実施内容・確保方策（提供体制）】

- ・子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応するため、専任の保健師を1名配置します。
- ・妊娠の届出等の機会を通じて全ての妊産婦の状況を把握し、特に支援を必要とする妊産婦に必要な母子保健サービスが早期に提供されるよう関係機関と協力しながら支援を行います。
- ・相談内容や地域の実態に応じて、母子保健施策の整備、体制について検討します。

【需要量の見込みと確保方策（提供体制）】

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 需要量の見込み 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策(提供体制) 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

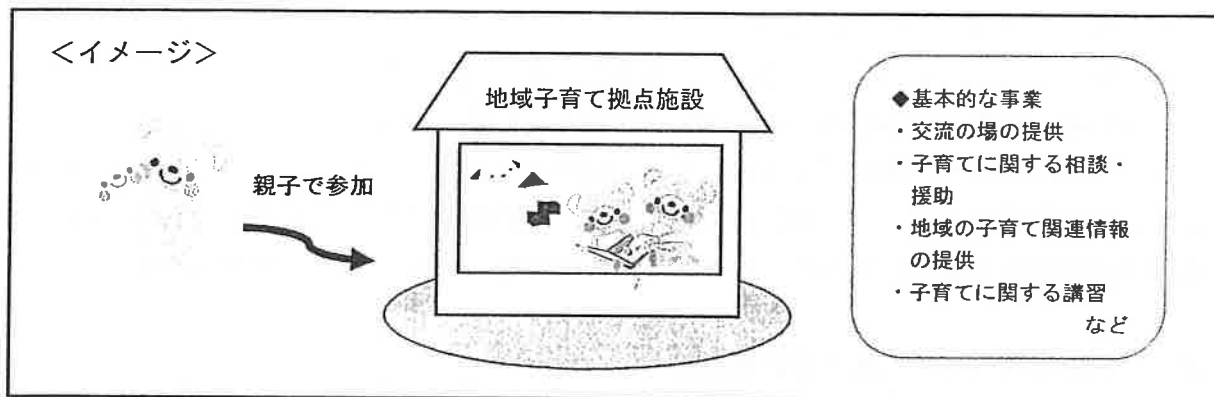
(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

【対象】

就学前児童と保護者



【事業目的】

子育て中の保護者の不安や孤立感を軽減するため、関係機関等と連携しながら地域子育て支援機能の充実を図り、児童の健やかな成長を支援します。

【実施内容・確保方策（提供体制）】

- ・子育て支援拠点施設 4 か所（子育て支援センター3 か所、わくわく広場（民営）1 か所）において、開放事業、子育て講座や育児相談等を行い、親子の交流や保護者同士の情報交換、仲間作りの場を提供します。
- ・利用者のニーズの把握に努め、地域性や利用者の年齢等を考慮しながら今後の実施内容や体制について検討し、関係機関や子育て支援ボランティア等と連携を図りつつ、地域から子育て家庭を支える取組を進めます。
- ・様々な形態の情報を提供すべく、子育て支援センターやわくわく広場で発行する情報誌のほか、広報おたるや市ホームページなどを活用し、最新の情報を提供します。

【需要量の見込みと確保方策（提供体制）】

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 需要量の見込み 延べ利用人数／月 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 |
| 確保方策(提供体制) 延べ利用人数／月 | 650 | 650 | 650 | 650 | 650 |

・「需要量の見込み」は、第一期計画の実績を基に算出しています。

・「確保方策（提供体制）」は、地域子育て支援拠点施設で実施している各種事業の定員等を基に算出しています。

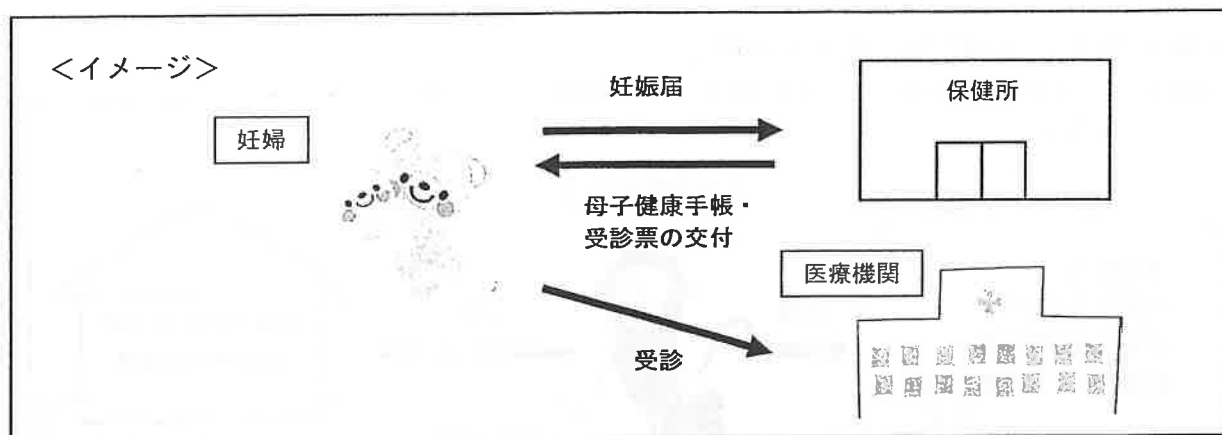
(3) 妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦の健康の保持増進及び経済的負担の軽減のために、国の妊婦健康診査の基準に基づく妊婦健康診査を医療機関において実施し、その費用を公費負担する事業

【対象】

妊婦



【事業目的】

健診による定期的な健康状態の確認を行うことで、妊娠期間中の健康保持及び出産費用の軽減を図り、安心して妊娠・出産できるよう支援します。

【実施内容・確保方策（提供体制）】

- ・国の妊婦健康診査の基準に基づく妊婦健康診査を医療機関において実施し、妊婦一般健康診査 14 回分と超音波検査 6 回分を公費負担とします。（検査項目①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導、④妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査）
- ・今後も医療機関等の協力を得て、全ての妊婦が必要な時期に受診できる体制を維持します。

【需要量の見込みと確保方策（提供体制）】

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 需要量の見込み 延べ受診人数／月 | 455 | 437 | 420 | 402 | 387 |
| 確保方策(提供体制) 健診回数 | 5,122 | 4,919 | 4,728 | 4,525 | 4,356 |

・「需要量の見込み」及び「確保方策（提供体制）」は、第一期計画の実績を基に算出しています。

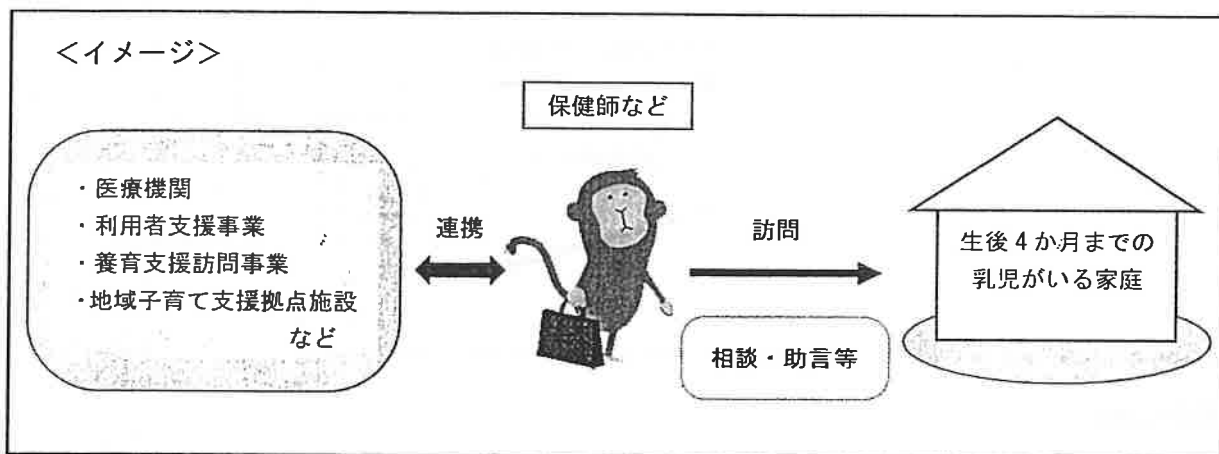
(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境等の把握を行うほか、育児相談に応じ、助言その他の援助支援を行う事業

【対象】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭



【事業目的】

出産後、早期に家庭訪問を実施することにより、育児の相談、助言を行い子育ての孤立化を防ぐとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに成長できるよう支援します。

【実施内容・確保方策（提供体制）】

- ・育児等に関する不安や悩みの聴取、子育て支援に関する情報提供、要支援家庭に対するサービスの提供や関係機関との連絡調整等を通して、乳児のいる家庭の地域からの孤立化を防ぎ、母親や家族が安心して子育てができる環境づくりを行います。
- ・訪問結果に応じた継続支援の取組や関係機関等との連携を図り、適切な支援に努めます。

【需要量の見込みと確保方策（提供体制）】

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|---------------------|------|------|------|------|------|
| 需要量の見込み 延べ訪問件数/年 | 501 | 482 | 465 | 447 | 431 |
| 確保方策(提供体制) 訪問実施率 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

・「需要量の見込み」は、出生数等の見込みを基に算出しています。

(5) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

【事業概要】

①養育支援訪問事業

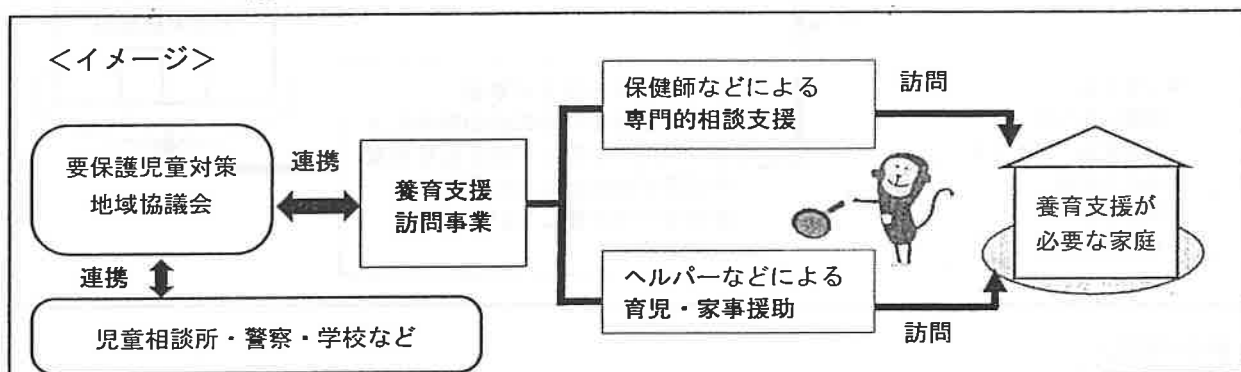
養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図るため、要保護児童対策地域協議会職員や地域ネットワークを構成する関係機関（児童相談所、警察、小・中学校、保育園、幼稚園、病院等）の専門性強化及びネットワーク機関間の連携強化を図る事業。

【対象家庭】

- ①0～5歳の児童がいる養育支援が必要な家庭
- ②児童とその保護者



【事業目的】

- ①子育てに関する不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する相談・指導及び子育て経験者等による育児・家事援助を実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。
- ②児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図ります。

【実施内容・確保方策（提供体制）】

- ①乳児家庭全戸訪問事業や児童虐待相談等により、児童の養育に支援が必要と判断した家庭に対し、保健師が専門的な相談・指導を行い、ヘルパーが育児・家事援助を行います。
- ②児童虐待のリスクを抱える家庭に対し、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、未然防止に向け早期に関係機関と連携しながら支援の強化を図ります。

【需要量の見込みと確保方策（提供体制）】

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|---------------------|------|------|------|------|------|
| 需要量の見込み 実訪問人数/年 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 確保方策(提供体制) 訪問実施率 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

・「需要量の見込み」は、第一期計画の実績を基に算出しています。

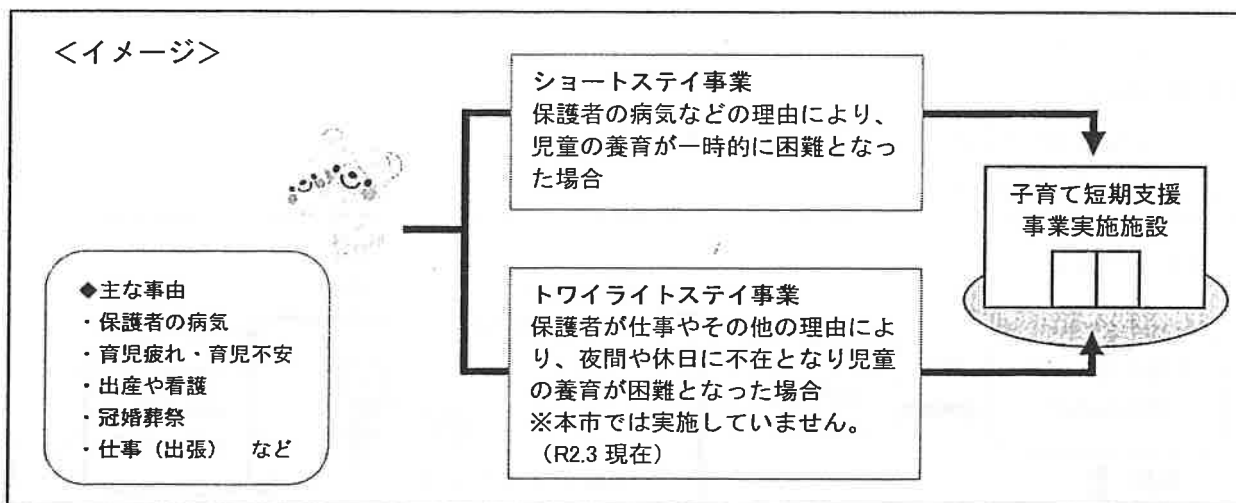
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

【対象】

児童（1～17歳）とその保護者



【事業目的】

家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、児童や家庭の福祉の向上を図ります。

【実施内容・確保方策（提供体制）】

- ・市内には児童養護施設がないため、市外の児童養護施設（仁木町・蘭越町・札幌市北区）が受入先となり、養育を受けることが一時的に困難となった児童の養育・保護を行います。
- ・利用希望があった際に迅速に対応できるよう、実施施設の空き状況を定期的に確認し、現状把握に努めます。
- ・今後においては、受入先を確保するため、現在の実施施設数を確保すると共に、利用人数がさらに増えた場合は実施施設数の増加について検討します。

【需要量の見込みと確保方策（提供体制）】

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 需要量の見込み 実利用人数／年 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 確保方策(提供体制) 実施施設数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

・「需要量の見込み」は、第一期計画の実績や今後の増加を見込んで算出しています。

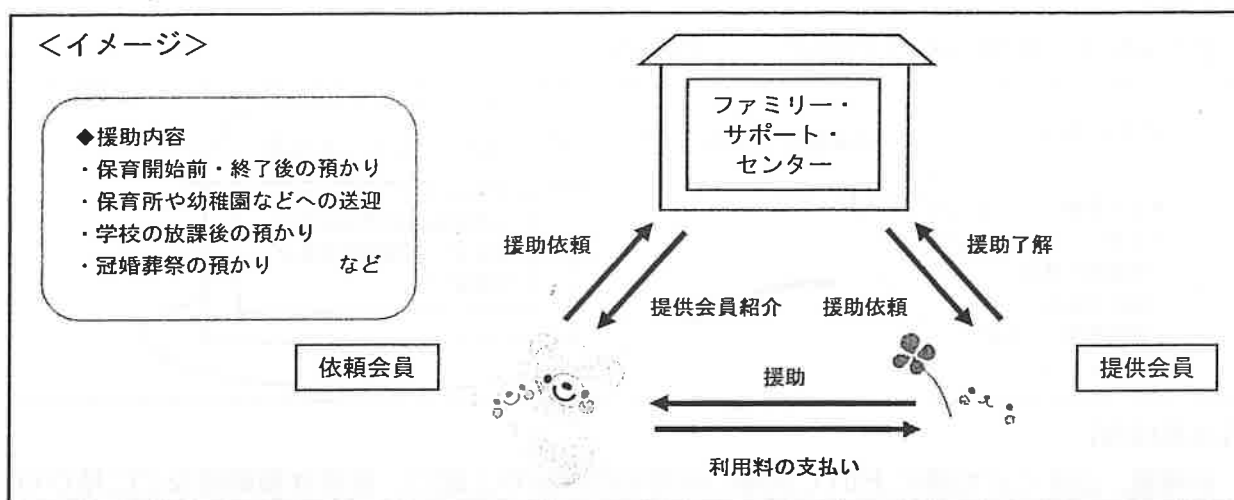
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡及び調整等を行う事業

【対象】

児童（0歳～小学校6年生）とその保護者



【事業目的】

保護者の多様なニーズに対応できるよう、地域における子育ての相互援助活動を推進し、仕事と子育ての両立等を支援します。

【実施内容・確保方策（提供体制）】

- ・NPO 法人との委託契約により、市内にファミリー・サポート・センターを設置しており、同センターが、保育園や幼稚園の送迎等の援助活動に関する会員間の連絡及び調整を行います。
- ・市ホームページ、公共施設や親子が利用する施設等へのチラシの設置のほか、親子が集うイベント等に参加し、一層の周知に努めます。
- ・より円滑な援助活動の推進及び提供会員の更なる増加に向けて、「提供会員養成講習会」を継続して実施し、提供会員の確保に努めます。

【需要量の見込みと確保方策（提供体制）】

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 需要量の見込み 延べ利用人数／年 | 780 | 780 | 780 | 780 | 780 |
| 確保方策(提供体制) 延べ利用人数／年 | 780 | 780 | 780 | 780 | 780 |

・「需要量の見込み」及び「確保方策（提供体制）」は、第一期計画の実績を基に算出しています。

(8) 一時預かり事業

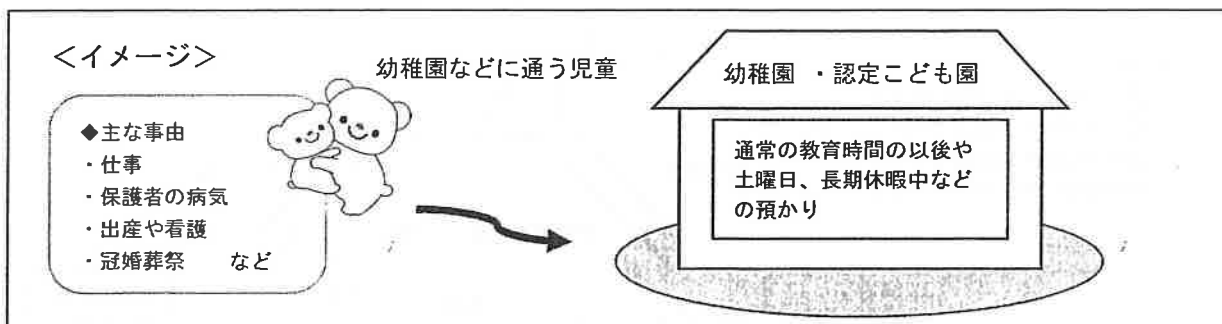
【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

①幼稚園等における一時預かり（幼稚園型）

【対象】

就学前児童（幼稚園等の在園児童）とその保護者



【事業目的】

幼稚園、認定こども園において通常の教育時間以後や土曜日、長期休業期間などに預かり保育を希望する児童を対象に実施することにより、保護者の育児負担を軽減します。

【実施内容・確保方策（提供体制）】

- ・幼稚園、認定こども園での一時預かりは、通常の教育時間以後の時間や土曜日、長期休業期間などに預かり保育を希望する児童を対象として実施します。
- ・保護者の育児負担の軽減に資する事業でもあり、ニーズ動向に留意しながら、市全体の実施体制について検討します。

【需要量の見込みと確保方策（提供体制）】

| | | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|------------------------|------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 需要量の見込み 延べ利用人数／年 | 幼稚園等における一時預かり(1号認定) ^(注) | 6,809 | 6,520 | 6,134 | 5,992 | 5,699 |
| | 幼稚園等における一時預かり(2号認定) | 83,643 | 80,098 | 75,354 | 73,606 | 70,010 |
| | 合計 | 90,452 | 86,618 | 81,488 | 79,598 | 75,709 |
| 確保方策(提供体制) 延べ利用人数／年 | | 313,440 | 313,440 | 313,440 | 313,400 | 313,400 |

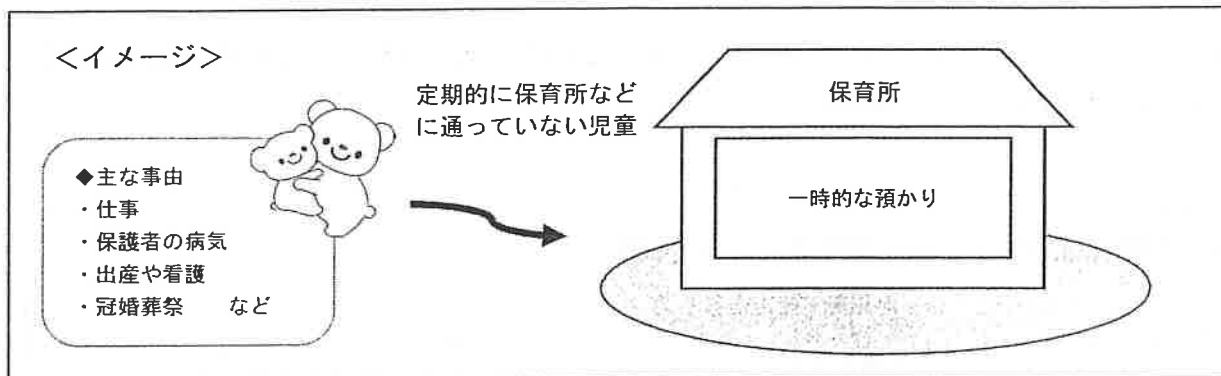
(注) 私学助成を受ける従来型の幼稚園の「預かり保育」を含む

- ・「需要量の見込み」は、H30 ニーズ調査結果を基に国が示した手引きにより算出しています。
- ・「確保方策（提供体制）」は、各施設の定員から算出しています。

②保育所における一時預かり（一般型）

【対象】

就学前児童（在園児以外の児童）とその保護者



【事業目的】

保育所において一時的に保育を必要とする児童を預かることにより、保護者の育児負担を軽減します。

【実施内容・確保方策（提供体制）】

- ・保育所での一時預かりは、通常保育の対象とならない保護者の週2、3日程度の就労や、急病や入院などに伴う緊急・一時的な保育又は保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の解消などのため、一時的に保育を必要とする児童を対象として実施します。
- ・保護者の育児負担の軽減に資する事業でもあり、ニーズ動向に留意しながら、市全体の実施体制について検討します。

【需要量の見込みと確保方策（提供体制）】

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 需要量の見込み 延べ利用人数／年 | 585 | 585 | 585 | 585 | 585 |
| 確保方策(提供体制) 延べ利用人数／年 | 13,500 | 13,500 | 13,500 | 13,500 | 13,500 |

- ・「需要量の見込み」は、第一期計画の実績を基に算出しています。
- ・「確保方策（提供体制）」は、1施設15人×300日×3施設で算出しています。

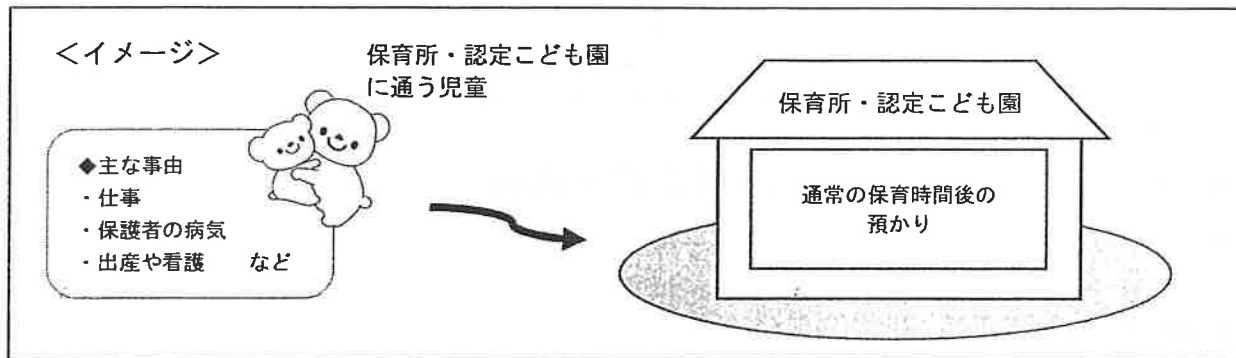
(9) 時間外保育（延長保育）事業

【事業概要】

保育認定を受けた児童について、保育所の通常の保育時間を超えて、保育所、認定こども園において保育を実施する事業

【対象】

就学前児童（保育所等の在園児童）とその保護者



【事業目的】

保育所、認定こども園の通常の保育時間を超えて保育認定を受けた児童を保育することにより、保護者の多様な就労形態や超過勤務に対応し、仕事と子育ての両立を支援します。

【実施内容・確保方策（提供体制）】

- ・認可保育所において、保護者の就労形態の多様化、超過勤務などに伴う保育需要に応えるため、開所時間を午後7時まで延長して保育を実施します。
- ・仕事と子育ての両立を図る事業として、今後も利用者ニーズを踏まえながら、市全体の実施体制について検討します。

【需要量の見込みと確保方策（提供体制）】

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 需要量の見込み 実利用人数／年 | 606 | 606 | 606 | 606 | 606 |
| 確保方策(提供体制) 実利用人数／年 | 871 | 871 | 871 | 871 | 871 |

- ・「需要量の見込み」は、第一期計画の実績を基に算出しています。
- ・「確保方策（提供体制）」は、各施設の定員から算出しています。

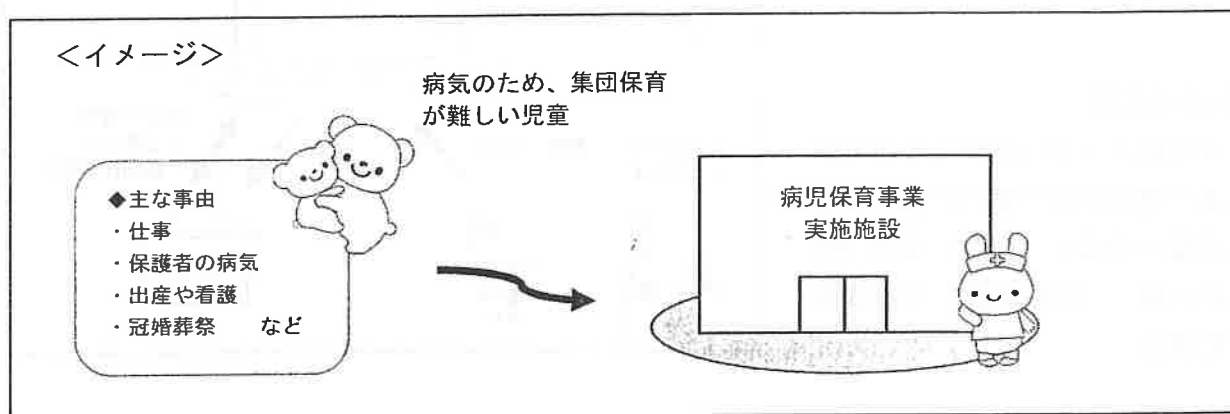
(10) 病児保育事業

【事業概要】

感染症の発症等により一時的に保育所等を利用できない病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師・保育士が一時的に保育する事業

【対象】

児童（市内の認可保育所、認定こども園、幼稚園及び小学校に通う1歳6か月～小学校2年生）とその保護者



【事業目的】

保育所等に通っている児童が病気又は病気回復期にあり保育所等での集団保育が困難で、かつ保護者が勤務等の都合により家庭での保育ができない期間について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師・保育士が一時的に保育をすることにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図ります。

【実施内容・確保方策（提供体制）】

- 令和元年10月から開設した認定こども園の専用施設（民営1か所）において、引き続き、実施します。
- 仕事と子育ての両立を図る事業として、今後も利用者ニーズを踏まえながら、対象児童の範囲や確保方策（受入定員）など、市全体の実施体制について検討します。

【需要量の見込みと確保方策（提供体制）】

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 需要量の見込み 延べ利用人数／年 | 710 | 678 | 643 | 623 | 595 |
| 確保方策（提供体制） 延べ利用人数／年 | 720 | 720 | 720 | 720 | 720 |

・「需要量の見込み」は、H30 ニーズ調査結果を基に本市の実状に合わせて算出しています。

・「確保方策（提供体制）」は、1日当たり3人×240日で算出しています。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

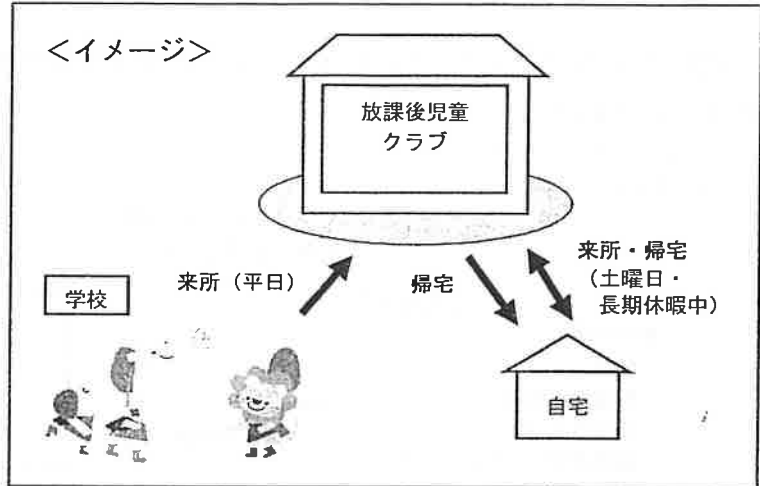
保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びの場及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

【対象】

就学児童（小学校1～6年生）とその保護者

【事業目的】

保護者が安心して就労等ができるよう放課後の児童の安全・安心な居場所を確保し、適切な遊びや生活を通して児童の健全な育成を図ります。



【実施内容・確保方策（提供体制）】

- ・小学校及び勤労女性センター、塩谷児童センター（社会福祉法人との委託契約により実施）において放課後児童クラブを開設し、利用を希望する児童の受入れに努めるとともに、必要に応じて施設の整備、改修を行います。
- ・放課後や長期休暇中に小学校の余裕教室を活用して、学習や体育活動などの機会を提供する「放課後子供教室」の開設について、その基本となる「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後児童クラブとの一体的な又は連携した展開を目指し、検討を行います。

【需要量の見込みと確保方策（提供体制）】

| | | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 需要量の見込み 実利用人数/年 | 1年生 | 287 | 267 | 265 | 227 | 235 |
| | 2年生 | 245 | 235 | 218 | 217 | 186 |
| | 3年生 | 201 | 179 | 172 | 159 | 158 |
| | 4年生 | 110 | 102 | 91 | 87 | 80 |
| | 5年生 | 39 | 46 | 43 | 38 | 37 |
| | 6年生 | 27 | 17 | 20 | 19 | 16 |
| | 合計 | 909 | 846 | 809 | 747 | 712 |
| 確保方策(提供体制) 実利用人数/年 | | 912 | 912 | 912 | 912 | 912 |

- ・「需要量の見込み」は、第一期計画の実績を基に算出しています。
- ・「確保方策（提供体制）」は、各クラブの定員の合計で算出しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購入、行事への参加に要する費用及び給食を実施している場合の副食費を補助する事業

【対象】

特定教育・保育施設等の利用世帯（所得制限あり）

【事業目的】

物品の購入や行事への参加に要する費用等の一部を補助することで、円滑な教育・保育の利用が図られ、児童の健やかな成長を支援します。

【実施内容・確保方策（提供体制）】

事業の周知を図り、今後も引き続き、対象者への助成事業を行います。

【需要量の見込みと確保方策（提供体制）】

| | | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 需要量の見込み 延べ利用人数／年 | 1号認定 | 41 | 41 | 41 | 41 | 41 |
| | 2・3号認定 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 |
| | 新1号認定 | 1,488 | 1,488 | 1,488 | 1,488 | 1,488 |
| | 合計 | 1,635 | 1,635 | 1,635 | 1,635 | 1,635 |
| 確保方策(提供体制) 延べ利用人数／年 | 1,635 | 1,635 | 1,635 | 1,635 | 1,635 | |

・「需要量の見込み」及び「確保方策（提供体制）」は、過去3年間の実績及び新たに事業に加わる新1号認定（施設型給付を受けない幼稚園）の給食費の助成の見込みを基に算出しています。

(13) 多様な事業者の参入促進事業

【事業概要】

特定教育・保育施設への新規参入事業者に対する相談・巡回支援を行う事業

【対象】

特定教育・保育施設への新規参入事業者

【事業目的】

新規参入事業者への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図ります。

【実施内容・確保方策（提供体制）】

新規参入事業者があった場合には、適切な相談・巡回支援を実施します。

【需要量の見込みと確保方策（提供体制）】

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 需要量の見込み 実施施設数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保方策(提供体制) 実施施設数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

・「需要量の見込み」及び「確保方策（提供体制）」は、新規参入を促進する予定がないため、0施設としています。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

(1) 教育・保育の一体的な提供の推進

子ども・子育て支援新制度により、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」、小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」及び全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた「地域子ども・子育て支援事業」が創設されました。

特に、認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに合わせて子どもを受け入れ、幼児期の教育・保育を一体的に行う施設であり、国において、教育・保育の一体的な提供の必要性に鑑み、設置の促進を図ることとされてきました。

【認定こども園への移行の支援】

・第一期計画の期間中に、認定こども園への移行が一定程度進んでおり、引き続き、移行を希望する施設には、相談に応じながら、その円滑な移行を支援します。

【研修機会の創出】

・質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の提供を行うため、幼稚園教諭や保育士等に対する研修機会の創出に努めます。

(2) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進

子どもの利益を第一に考えながら、子どもの健やかな育ちに資するため、幼稚園や保育所等から小学校への接続が円滑に行われるよう、情報の共有など一層の連携を図る必要があります。

【就学前後の連携】

- ・保育所では「保育所保育児童要録」を、幼稚園では「指導要録の抄本又は写し」を小学校へ引継ぎ、就学に際しての連携を行います。
- ・幼稚園や保育所等では、幼児の就学後の生活や学習への理解を深める取組に努めるとともに、小学校との相互訪問による交流などにより連携を図ります。
- ・発達に特別な支援が必要な子どもについて、子どもの特性や支援の内容を小学校へ円滑に引き継ぐことができるよう努めます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

(1) 幼児教育・保育の無償化

・国は、「子ども・子育て支援法」の一部を改正（令和元年10月1日施行）し、「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準」について、「子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする」旨を法の基本理念に追加しました。

・法の改正を踏まえ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性と、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るという少子化対策の観点から、子ども・子育て支援新制度における幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化

するとともに、新制度下でない、私学助成を受ける従来型の幼稚園、認可外保育施設等の利用者への新たな給付制度「子育てのための施設等利用給付」を創設しました。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

本市においては、これまでの新制度における幼稚園、保育所、認定こども園の入所を希望する子どもへの教育・保育施設の提供体制の確保に引き続き努め、入所待ち児童の解消を図るとともに、私学助成を受ける従来型の幼稚園、認可外保育施設等の「子育てのための施設等利用給付」の円滑な実施の確保や、保護者の就業形態などによる多様なニーズに対応できるような提供体制の確保に努めます。

【新たな給付制度の円滑な実施】

・新たな給付制度「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たっては、新たに無償化の対象となる事業者の確認を行うとともに、北海道と情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接に連携を図りながら、公正かつ適正な支給の確保を図ります。

6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

共働き家庭が増加している中で、仕事を継続することを望みながらも、仕事と子育ての両立が困難であることから、出産を機に退職する例や、産休明け又は育児休業明けの取得期間を切り上げて、復職する例など、出産に伴う女性の就労継続が困難となっている状況も見受けられます。

【相談支援の充実】

・保護者が産休明け又は育児休業明けの希望する時期に、教育・保育施設や地域型保育事業の利用が円滑に図れるよう、「利用者支援専門員」の配置により、個々の家庭状況に則した適切なサービス利用が円滑に図られるような相談支援に努めます。

7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止対策については、平成28年度以降の累次の児童福祉法の改正や「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえ、北海道や関係機関と連携を図りながら、更なる対策の強化に取り組む必要があります。

本市においては、昨今の虐待相談件数の増加や「児童虐待防止対策の抜本的な強化」を踏

まえ、主に次の事項に取り組みます。

【子どもの権利擁護の周知啓発】

- ・体罰によらない子育てや、子どもを自宅や車内に放置しないなど、乳幼児健診の場や保育所・学校等各機関を活用し周知に努めます。

【児童虐待の発生予防・早期発見】

- ・妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問、各医療機関との連携の下、支援を必要とする子どもや家庭を早期に把握し、乳幼児健診未受診者等に対しては定期的な安全確認を行います。
- ・「子育て世代包括支援センター」において、専任の保健師による妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。
- ・要支援児童及び要保護児童に対し、より専門的な相談対応や訪問等による継続的なソーシャルワーク業務機能までを担う「子ども家庭総合支援拠点」の仕組みづくりを行います。

【児童虐待発生時の迅速・的確な対応】

- ・虐待通告を受理した場合、「小樽市要保護児童相談業務フローチャート」に則り、迅速・的確な対応を徹底します。
- ・小樽市要保護児童対策地域協議会に所属する関係団体との連携を更に強化し、子どもの置かれた状況も含めた個別ケースに関して情報共有を図り、定期的な把握を行います。

【社会的養護施策との連携】

- ・子育て短期支援事業や母子生活支援施設の活用により、地域の中で支援が必要な子どもに対し、社会的養護が行えるような体制を整備します。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

本市においては、ひとり親家庭の自立と生活の安定を支援するため、北海道や関係機関との連携の下で、主に次の事項に取り組みます。

【相談機能等の周知啓発】

- ・ひとり親家庭の生活の安定と向上に向けて、「母子・父子自立支援員」の更なる活用に努めるとともに、リーフレットやホームページなどによる広報媒体を通じ相談窓口や制度の周知に努めます。

【就業支援の充実】

- ・ひとり親家庭の母等に対し、就職に必要な知識や技能を習得するための支援として、「自立支援教育訓練給付金」や「高等職業訓練促進給付金」支給事業などの周知に更に努め、利用の推進を図ります。

【生活支援等の充実】

- ・令和元年度から開始した、ひとり親家庭の子どもへの学習・生活支援事業「おた

る子ども未来塾」において、子供への学習支援のみならず、生活面での相談にも応じます。

- ・18歳未満の子どもを養育している母親と子どもが、生活上の様々な事情から子供の養育が十分にできない場合に、一時的に、子どもと一緒に利用できる施設等において、自立に向けた生活を支援します。

(3) 障害児施策の充実等

本市においては、障がいのある子どもとその家族を支えていくため、北海道や各関係機関との連携の下で、主に次の事項に取り組みます。

【関係機関との連携による支援体制の充実】

- ・妊婦及び乳幼児に対する健康診査等により障がい等を早期に発見することや、障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供に結び付けていくことなど、保健、医療、福祉、教育等の関係機関との一層の連携を図ります。

- ・未就学児に対して、こども発達支援センターやさくら学園において専門的な相談や療育支援を行うほか、「第1期小樽市障害児福祉計画」との整合性を図りながら、特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援体制の一層の充実を図ります。

【医療的ケア児への支援体制の構築】

- ・平成28年6月の児童福祉法の一部改正により、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（いわゆる「医療的ケア児」）の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るよう努めることとされました。

本市では、障害児福祉計画において、関係機関による連携強化のための協議の場の開催を検討することとしたところであり、医療的ケア児等コーディネーターや関係機関と連携しながら、適切な支援体制を構築するよう努めます。

【子どもを支える体制の強化】

- ・保育所等では、身体の障がいなどのほか、自閉症や注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいがある子どもの受入れを進めており、今後も、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばすことができるよう、幼稚園教諭や保育士などの研修参加などによる資質向上を図りながら、特別な支援が必要な子どもを支える体制の更なる強化に取り組みます。

8 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(1) 働きやすい職場環境の整備

・労働環境の改善のため、労働実態調査により労働環境の実態を把握し、最低賃金制度等の周知や労働安全衛生体制の啓発に努めるとともに、勤労者福祉の向上のため、共済制度などの充実や男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などに基づく雇用制度の啓発活動を促進し、女性の働きやすい環境づくりに努めます。

(2) 育児休業制度の周知

・育児休業を取得しやすい職場環境づくりや、子育て期間中を含めた働き方の見直しなどについての啓発を進めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

・仕事と家庭が両立した生活（仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランス）の実現には、年次有給休暇の取得促進や労働時間の是正などの対策や、多様な働き方が選択できる環境の整備など労働者の健康と生活に配慮した施策とともに、企業意識の改革、社会意識の醸成などに継続して取り組む必要があるため、企業や民間団体に対するワーク・ライフ・バランスの理解促進や労働環境の整備に向けた周知を図ります。

9 新・放課後子ども総合プランについて

次代を担う人材を育成し、共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成26年7月に「放課後総合プラン」を策定し、当該プランに基づき、国において、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備が進められてきたところです。

その後、これまでの当該プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向を踏まえ、国において、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

「新・放課後子ども総合プラン」の目標

- ・放課後児童クラブについて、女性就業率の上昇を踏まえ、更なる受け皿を整備する。
- ・全ての小学校区で、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施する。
- ・両事業を新たに整備するときは学校施設を活用する。
- ・放課後児童クラブは、放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わりを通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っていることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

【国の目標を踏まえた本市の取組目標】

- ・放課後児童クラブについては、今後も待機児童が発生しないよう、定員等の確保を図り、利用を希望する全ての児童の受入れに努めます。
- ・放課後や長期休暇中に小学校の余裕教室を活用して学習や体育活動などの機会を提供する「放課後子供教室」の開設について、放課後児童クラブとの一体的な又は連携した展開を目指し、福祉部と教育部が協力して検討を行います。
- ・放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施するときは、小学校の余裕教室等を活用できるよう努めます。
- ・放課後児童支援員に対し、放課後児童クラブの役割の周知徹底を図ります。

10 子どもの貧困対策について

平成26年1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には「子どもの貧困に関する大綱」が閣議決定されました。また、令和元年9月には、「改正子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、国において新たな「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定される予定となっています。

今後、法の改正の趣旨や新たな大綱の内容等を踏まえ、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもたちが能力や可能性を發揮できるような環境づくりに努めなければなりません。

本市においては、平成27年度に「子どもの貧困対策庁内連絡会議」を設置し、横断的に貧困対策に取り組む仕組みづくりをするとともに、平成30年度には、子育て世帯の経済状況と子どもの生活環境や学校・家庭での過ごし方などとの関係を具体的に把握することを目的としたアンケート調査を実施しました。

アンケート調査などの結果も踏まえ、主に次の事項に取り組みます。

【生活支援等の充実】

- ・ 所得の低い世帯の子どもへの学習・生活支援事業「おたる子ども未来塾」において、子供への学習支援のみならず、生活面での相談にも応じます。
- ・ 国や北海道、市の各種支援制度について、更なる周知方法の工夫を図ります。

【庁内取組の強化】

- ・ 所得の低い世帯に向けた総合的な支援について庁内横断的な検討を更に進めます。

参考資料

1 小樽市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 1 日 条例第 26 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、小樽市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 経済団体の推薦を受けた者
- (3) 労働者団体の推薦を受けた者
- (4) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議(以下単に「会議」という。)は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員(議長である委員を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の会議への出席)

第 6 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部において行う。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 用語説明

| 行 | 用語 | 説明 |
|---|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あ | 小樽市総合計画 | 小樽市におけるまちづくりの基本となる計画であり、本計画の上位計画に位置づけられる。第7次小樽市総合計画として、計画期間は令和元年から令和10年の10年間とし、人口減少・少子高齢化への対応、まちづくり施策、市政運営など社会情勢の変化や市民ニーズ等を踏まえ、毎年度効果的な事業を検討し、優先順位をつけて事業を実施します。 |
| か | 家庭的保育 | 家庭的な雰囲気のもとで、少人数（1～5人まで）を対象に、きめ細やかな保育を家庭的な保育者の居宅等で行う保育事業。 |
| | 居宅訪問型保育 | 住み慣れた住宅（利用する保護者・子どもの居宅）において、1対1を基本として行う保育事業。 |
| | 子ども・子育て会議 | 子ども・子育て支援法第77条に位置づけられた会議。特定教育・保育施設の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画及び子ども・子育て支援に関する施策の推進に関すること等を審議する。 |
| | 子ども・子育て支援新制度 | 平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度。（平成27年4月施行） |
| さ | 事業所内保育 | 企業による従業員への仕事と子育ての両立支援施策として、事業所その他様々なスペースで、数人～数十人規模の保育を実施するもの。地域型保育給付を受ける場合は、従業員以外の地域の子どもを受け入れる地域枠を設けなければならない。 |
| | 施設型給付 | 認定こども園、幼稚園、保育園の3施設（教育・保育施設）を通じた共通の給付。 |
| | 市町村子ども・子育て支援事業計画 | 子ども・子育て支援法第61条に基づく事業計画。国が示す基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を定めた市町村計画。 |
| | 児童虐待 | 身体的虐待、ネグレクト（養育・保護の怠慢など）、心理的虐待（言葉による脅しや無視など）、性的虐待など。虐待を疑ったり発見した場合、市町村や児童相談所等への通告が法律で義務付けられている。 |

| | | |
|---|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 社会的養護 | 保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われています。 |
| | 小規模保育 | 0歳から2歳までの少人数（定員6人～19人まで）の子どもを対象にし、多様なスペースで、家庭的保育に近い雰囲気の下で行われる保育事業。 |
| た | 地域型保育給付 | 小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業に対する給付。 |
| | 特定教育・保育施設 | 市町村長が施設型給付の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」をいう。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。 |
| | 特定地域型保育事業 | 地域型保育事業のうち、市町村長が地域型保育給付対象施設として、認可及び確認を行ったもの。 |
| に | 認定こども園 | 幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、地域の子育て支援も担う特定教育・保育施設。これまで、保護者の就労状況により保育園を退所せざるを得なかった子どもが、認定こども園では、同じ施設で継続的に教育・保育を受けることが可能になる。 |
| は | 保育園 | 2号認定又は3号認定を受けた就学前の子どもが通園する特定教育・保育施設。道が設置認可の権限を持つ。 |
| や | 幼稚園 | 3歳以上の就学前の子どもで1号認定を受けて通園する特定教育・保育施設。このほか、特定教育・保育施設の確認及び施設型給付を受けない（私学助成を受ける）幼稚園もある。 |

第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

小樽市福祉部 子育て支援室
〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号
TEL 0134-32-4111 (市役所代表)
◇市ホームページでも御覧になれます。
URL : <https://www.city.otaru.lg.jp>